

名称

## 【鳥取市】まちなか振興ビジネス活性化支援事業（鳥取県との連携事業）

施策概要

補助事業を行う商店街組織及び中小企業者等がまちなかを振興する観点で実施する地域課題に対応する事業に要する経費を補助します。

### ○ 1つ以上の地域課題の解決に資する環境整備を実施するための事業

(1) 商業・サービス機能向上、(2) 生活者・来街者の利便性向上

ア 事業実施主体

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、共同出資会社、事業協同組合、法人化されていない任意の商店街等を構成する団体(定款等により代表者の定めがあり財産管理等が適切に行うことができると市が認めるものに限る。)

イ 補助対象経費（消費税及び地方消費税を除きます。）

- ① 事業検討に要する調査研究・実施実験に係る経費
- ② 施設の改修に係る経費
- ③ サービス・システム等の導入に係る経費
- ④ 上記②、③に付随して実施されるPR活動に係る経費

ウ 補助率・補助上限額

2/3(県1/3、市1/3) 600万円

### ○ 2つ以上の地域課題の解決に資する新規出店に係る事業

ア 事業実施主体

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に定める中小企業者

イ 補助対象経費（消費税及び地方消費税を除きます。）

- ① 店舗改修費
- ② 上記①に付随して必要と認められる広告宣伝費、専門家招聘費

ウ 補助率・補助上限額

2/3(県1/3、市1/3) 600万円

※ 地域課題

- ① 少子化、② 高齢化、③ 安全・安心、
- ④ まちなか商業集積の衰退・賑わいの喪失、
- ⑤ デジタル化(キャッシュレス化)、⑥ 地産地消、
- ⑦ その他各地域において広く認識されている固有課題

問合せ先

鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課  
TEL:0857-30-8282  
FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/page/5183.html>

名称

## 【鳥取市】鳥取市まちなか・コミュニティビジネス支援事業（鳥取県との連携事業）

施策概要

まちなかの自立的・持続的発展に寄与するコミュニティビジネス等の起業に対する取組を支援します。

### 1 対象事業

まちなか（中山間地域を除く地域）における生活の維持、コミュニティの活性化に資するコミュニティビジネスの起業

※コミュニティビジネスとは、地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組であって、原則として下の要件を全て備える事業をいう。

構成要素	内容
活動の主体	地域住民であること
目的	公共サービスを補完する形で、これまで目を向けられなかった社会や地域の課題を解決すること
活動の特徴	原則、寄附金などの外部資金に頼らず、自らが事業収益を上げながら継続的に課題解決に取り組むこと。

### 2 対象経費

事業に必要な施設の改修・整備、機器・設備・器具・備品の購入又はリースに係る経費（消費税及び地方消費税を除く）

### 3 補助率・補助上限額

1/2（県1/3、市1/6）以内 300万円

問合せ先

鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課  
TEL:0857-30-8282  
FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/page/5182.html>

名称

# 【鳥取市】鳥取市企業立地促進補助金

施策概要

企業の新規立地・増設を支援します。

補助対象業種	対象企業	要件		補助率			補助限度額
		雇用要件	投資額要件	投下固定資産額	初年度賃借料	鳥取市に本社を置く企業への発注額	
製造業 道路貨物運送業 倉庫業 梱包業 植物工場 自然科学研究所 職員教育施設・支援業 研究開発型事業	新規誘致企業 (大企業)	正規雇用者 10人純増	10億円 以上	1/10	1/2	1/10 (大企業への発注 は1/20) ※操業後3年間	2億円 (発注額に 対する 補助は除く)
	新規誘致企業 (中小企業)	正規雇用者 3人純増	3,000 万円以上				
	市内企業 (大企業)	正規雇用者 10人純増	10億円 以上				
	市内企業 (中小企業)	常用雇用者 3人純増 雇用維持十 付加価値額 4%/年の増加	3,000 万円以上				
その他市長が認める業種 (「因幡・但馬麒麟のまち連携 中枢都市ビジョン」における圏 域全体の経済成長のけん引に 向けた課題解決に資する事業 で鳥取市経済観光部が所管す る事業)	新規誘致企業 (大企業及び 中小企業)	なし	1億円 以上	1/10	1/2	なし	2億円
	市内企業 (大企業)		3,000 万円以上				
	市内企業 (中小企業)		3,000 万円以上				
ソフトウェア業 デザイン業 機械設計業	新規誘致企業 (大企業及び 中小企業)	正規雇用者 5人純増	3,000 万円以上	1/5 (旧市域で事 業を行う場 合、1/10)	10/10 (旧市域で事 業を行う場 合、1/2)		
	市内企業 (中小企業)	常用雇用者 3人純増	3,000 万円以上				
情報処理・提供サービス業 インターネット付随サービス業	新規誘致企業、 市内企業	常用雇用者 20人純増	3,000 万円以上				
農業	会社法人が 農業を行う ための新增設	常用雇用者 1人純増	1億円 以上				
特記事項	1. 新規誘致企業とは、鳥取市内に事業所等を有しない企業をいい、市内企業とは、鳥取市内に事業所等を有する企業をいう。 2. 交付申請が可能な期間は、補助金交付対象企業として指定を受けた日から5年以内(ただし、投資額1億円以上の場合は6年以内、投資額10億円以上の場合は7年以内)とする。 3. 当該補助金の申請回数は、平成28年10月1日以降に補助対象企業として指定された回数が10年間で3回を限度とする。 4. 付加価値額とは、次の2通りとする。 ①付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費 ②一人当たりの付加価値額＝付加価値額÷従業員数(小数点以下第2位を四捨五入) 5. 発注額とは、製品製造に係る市内企業への発注、運送費及び製造工程に必要なとされる備品購入等で1社当たり年間50万円以上の発注額とする。						

## ○データセンター関連事業への支援メニュー

1 補助対象事業	2 補助対象事業区分	3 雇用要件	4 投下固定資産額(※3)	5 補助率	6 補助限度額	7 指定回数制限
主にデータセンター事業の用途に供する施設等を建設し、専らデータセンター事業者に対して賃貸する事業(※1)	新設増設(※2)	なし	10億円以上	投下固定資産額×1/10	2億円	—
主にデータセンター事業の用途に供する施設等を自らが所有して行うデータセンター事業		常用雇用者 3人純増				1回
データセンター事業の用途に供する施設等を賃借して行うデータセンター事業		常用雇用者 2人純増	5億円以上 (ただし、償却 資産に限る。)	投下固定資産 額×1/10 (ただし、償却 資産に限る。)		
備考 ※1 建設した施設においてデータセンター事業者が1社以上入居した実績があること。 ※2 施設及び償却資産等の更新にとどまる事業を除く。 ※3 第2条第3号エに定める費用を除く。						

※令和8年2月末時点の内容です。要綱改正により内容が変更される場合がございますので検討される際は企業立地・支援課までお問い合わせください。

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課  
TEL: 0857-20-3223  
FAX: 0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/page/5267.html>

**名称****【鳥取市】再エネ・省エネ設備導入補助金****施策概要**

燃料費や電気代高騰の影響を受けている中小企業者が実施する、再生可能エネルギー発電による自家消費や省エネ設備への更新等のエネルギーコスト・CO2排出量の削減を行う取組を支援します。

補助対象事業	補助対象事業区分	補助対象設備	補助対象経費	補助率	限度額
エネルギーコストやCO2排出量の削減に資する事業	(1)再エネ設備等の新增設	太陽光、風力、水力、バイオマス等を利用して発電する設備、蓄電池、充電設備	・調査費 ・設備費 ・設置工事費 ・設備処分費	1/3	500万円
	(2)高効率な省エネ設備への更新	高効率空調設備、業務用給湯器、高効率ボイラ、高効率変圧器、冷凍冷蔵設備、高効率照明、など			

**問合せ先**

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課  
TEL:0857-20-3223  
FAX:0857-20-3947

**詳しくはこちら**

<https://www.city.tottori.lg.jp/page/30970.html>

名称

# 【鳥取市】オフィス移転・新設支援事業補助金

施策概要

鳥取市内へのオフィス移転・新設を行う又は検討している企業に対して、移転・新設に要する経費等の一部を補助します。

1.補助対象事業	2.補助対象者	3.補助対象経費	4.補助率	5.限度額
(1)小規模立地支援メニュー 小規模なオフィスを本市内に移転・新設する事業	市外から市内へのオフィス移転(本社機能の一部移転を含む。)・新設を行う事業者であって、次に掲げる各号のすべてに該当する者 (1)指定申請日時点で本市内にオフィスを設置していないこと(事業計画について市が事前に内諾している場合を除く。) (2)交付申請日時点で雇用者数が2人以上いること。	テナント改修、設備等の購入及びオフィスの移転に要する経費	1/3	2,000千円
		借室料	1/4	2,000千円/年(最大2年間)
(2)中規模以上立地支援メニュー 中規模以上のオフィスを本市内に移転・新設する事業	市外から市内へのオフィス移転(本社機能の一部移転を含む。)・新設を行う事業者であって、次に掲げる各号のすべてに該当する者 (1)指定申請日時点で本市内にオフィスを設置していないこと(事業計画について市が事前に内諾している場合を除く。) (2)交付申請日時点で雇用者数が5人以上いること。	テナント改修、設備等の購入及びオフィスの移転に要する経費	1/2	5,000千円
		借室料	1/4	5,000千円/年(最大5年間)

なお、同一企業による同一の補助メニューの利用は一回限りとする。

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課  
TEL:0857-20-3225  
FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/page/5273.html>

名称

## 【鳥取市】ふるさと産業規模拡大等事業費補助金

施策概要

ふるさと産業について、既存事業拡大に伴う設備導入を行う事業並びに新たに開発した商品の製造及び販売を行う事業に対して支援します。

本補助金の交付の対象となる経費は、別表第1に掲げる経費のうち、別表第2の第1欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第2欄に掲げるものとします(消費税及び地方消費税は除く。)

別表第1

区分	適要
謝金	専門謝金
旅費	専門家招待旅費
原材料費	新商品開発の試作における原材料及び副資材の購入に要する経費
機械装置費	機械装置・工具器具・什器の購入、改良、据付、借用又は修繕に要する経費、当該設備導入に関わる構築物の工事費(設計料を含む。)
外注加工費	外注加工に要する経費(補助対象経費の総額に占める外注加工費の割合が4割を超えないものとする)
委託費	ホームページ開設を業者に委託する場合の経費、商品の品質調査・成分分析などに要する経費、意匠、商標及び工業所有権等知的財産権の取得に要する委託経費、マーケティングリサーチに要する経費
広告宣伝費	広告費及び印刷製本費(パッケージ等のデザイン料を含む)
雑費	消耗品費、通信運搬費

別表第2

1 補助対象事業		2 補助対象経費	3 補助率	4 限度額 (万円)
区分	内容			
規模拡大 大型事業	生産ライン又は販売所の拡充、整備等の既存事業拡大のための設備導入を行う事業(販売所は、製造所と同一の敷地内にあるもの又は隣接するものに限る。)	謝金、旅費、機械装置費、外注加工費、委託料、雑費	1/2	200
新商品開 発型事業	ふるさと産業を活用した新商品の製造及び販売促進を行う事業	謝金、旅費、原材料費、機械装置費、外注加工費、委託料、広告宣伝費、雑費	2/3	50

問合せ先

鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課  
TEL:0857-30-8282  
FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/page/5192.html>

名称

## 【鳥取市】小規模事業者経営改善資金利子補助金

施策概要

日本政策金融公庫から経営改善資金融資及び、生活衛生改善資金融資(以下「対象融資」という。)を受けた小規模事業者に対し、事業者の負担軽減及び経営安定を図るため利子補助を行います。

### ●補助対象者

次のいずれにも該当する者

- (1)市内に住所又は事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる者であって、平成25年4月1日から令和9年3月31日(生活衛生改善資金融資については平成27年4月1日から)までの間に、日本政策金融公庫で対象融資の実行を受けた者
- (2)市税等(納期限の到来しないものを除く。)の滞納のない者

### ●補助対象期間

当該融資の償還が開始された日の属する月の翌月初日から起算して2年を限度とする。

### ●補助額

補助対象者が支払った対象融資に係る利子の1/2に相当する額(1円未満の端数を切り捨てた額)とする。ただし、当該融資の元本の返済の遅延利子は対象外になります。

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課  
TEL:0857-20-3223  
FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/page/5275.html>

名称

## 【鳥取市】事業承継推進補助金

施策概要

市内中小企業の事業承継推進及び経営の安定を図るため、事業承継を支援する資金融資を受けた者の利子負担の軽減を行います。

### ●補助対象者

次のいずれにも該当する者

- (1)市が県と協調して中小企業者を対象に行う事業承継支援資金融資及び日本政策金融公庫が中小企業者を対象に行う事業承継・集約・活性化支援資金融資(個人企業・小規模企業向けに限る。)を、平成31年4月1日から令和9年3月31日までの間に鳥取市内の事業を承継することを目的として受けた者
- (2)市税等(納期限の到来しないものを除く。)の滞納のない者

### ●補助対象期間

最長7年間

### ●補助額

補助対象者が支払った対象融資に係る利子の2/3に相当する額(1円未満の端数を切り捨てた額)とする。

ただし、当該融資の元本の返済の遅延利子及び損害金は対象外とする。

本補助金の単年度当たりの限度額は、10万円とする。

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課  
TEL:0857-20-3223  
FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/page/5271.html>

名称

## 【鳥取市】中小企業等奨学金返済支援事業

施策概要

市内企業の人材確保の促進及び若年者の早期離職の防止を図るため、従業員の奨学金返済を支援する制度を設けている事業者に対して、その制度に基づき支給する手当等の一部を補助します。

### 1 対象者

中小企業者又は中小企業者と同程度の従業員規模であって、鳥取市内に主たる事業所を置く社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人、公益法人等もしくは協同組合等のいずれかに該当し、従業員の奨学金返済を支援する制度を設ける事業者。

なお、支援対象従業員は、補助対象事業者に勤務し、以下の全てを満たす者。

- (1) 補助金交付申請日において、雇用期間の定めがなく、補助事業者において正職員として勤務していること。
- (2) 申請日の属する会計年度の4月1日において、採用の日から起算して8年を経過していないこと。
- (3) 申請日において、奨学金を返済中であるか、返済予定が確定していること。
- (4) 奨学金について、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金等、他団体から返済支援を受けていないこと。
- (5) 補助事業者が個人事業主である場合においては、当該個人事業主と生計を一にしている親族でないこと。ただし、勤務実態及び勤務条件が支援対象従業員以外の従業員と同様であると認められるものを除く。
- (6) 役員等、事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。

### 2 補助期間

補助対象事業者に採用された日の属する月から起算して、96か月までとします。

なお、転職等により、以前勤務していた中小企業で本制度の対象となっている場合は、その期間を通算します。

### 3 補助金額

年8万円を補助上限とします。

ただし、対象従業員に対する手当支給額の1/2が8万円を下回るときは、手当支給額の1/2に相当する額とします。

問合せ先

鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課  
TEL:0857-30-8284  
FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/page/5179.html>

名称

## 【鳥取市】鳥取市リモートワーカー等外部人材活用補助金

施策概要

市内事業者のデジタル人材の確保を図るため、リモートワーカーなど外部人材の活用に要する経費の一部を補助します。

### 1 対象者

鳥取市内に本店、支店その他の事業所を置く事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 中小企業者又は小規模企業者

イ 社会福祉法人、医療福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合等）又は有限責任事業組合（LLP）

(2) 市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。

### 2 対象事業

次に掲げるいずれかに該当する事業とする。

(1) とっとりリモートワーカー育成・活用コンソーシアムが実施する「とっとりリモートワーカー育成・実践事業」又は鳥取市男女共同参画課が実施する「女性デジタル人材育成事業」を通じて育成された人材の活用

(2) 専門的支援を受けて行う外部人材活用に向けた業務プロセスの分析や見直し

### 3 対象経費

補助対象事業の実施に要した費用のうち報償費、役務費、委託料など（消費税及び地方消費税を除く）

### 4 補助率・補助上限額

1/2（補助上限額30万円）

問合せ先

鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課  
TEL:0857-30-8284  
FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/page/5159.html>

名称

## 【鳥取市】企業自立サポート融資（制度融資）

施策概要

中小企業者を支援するための融資制度です。

### 〈市町村単独の制度〉

鳥取市中小企業経営安定化資金	経営安定のために必要な資金の融資
鳥取市「地産地消の店」支援資金	「地産地消の店」の店に認定された飲食店等の経営に必要な資金の融資

### 〈県・市町村協調の制度〉

創業支援資金	起業・創業に必要な資金の融資
中小企業小口融資 小規模事業者融資	小規模企業者等を対象とした事業資金の融資
新事業展開資金	経営革新や海外展開のための事業資金の融資
新規需要開拓設備資金	設備の導入・新設、合理化などに取り組む資金の融資
経営体質強化資金	業況悪化の状況における経営の維持、回復のための融資
経営安定支援借換資金	金融機関、商工団体等の支援を受けて経営の改善・再生に取り組むため、既往借入金を借り換えるときの融資
地域経済変動対策資金 災害等緊急対策資金	災害や経済変動事象の影響を受けた施設の復旧や経営安定のための融資
事業承継支援資金	事業承継、合併等を行うときに必要な資金の融資
働き方改革応援資金	従業員の労働環境改善に資する取組を行うときの融資
災害対応力強化資金	事業継続計画（BCP）等の防災対策を向上させるための融資
産業未来共創資金（大型投資）	工場の新設・増設等の大型投資に必要な資金の融資
コロナ克服特別借換資金	金融機関、商工団体等の支援を受けてコロナ禍からの経営再生に取り組むため、既往借入金を借り換えるときの融資
中小事業者賃上げ応援資金	持続的な賃上げ原資の確保に必要な資金の融資

### 〈申込窓口・連絡先〉

- 鳥取商工会議所 中小企業相談所      電話：0857-32-8005
- 鳥取県東部商工会産業支援センター      電話：0857-30-3009
- 鳥取県東部西商工会産業支援センター      電話：0858-85-6511
- 鳥取県商工会連合会      電話：0857-31-5555（代表）
- 鳥取県中小企業団体中央会      電話：0857-26-6671（代表）

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課  
TEL:0857-20-3223  
FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/page/5280.html>

名称

## 【鳥取市】鳥取市中小企業人材育成補助金

施策概要

従業員の育成に取り組む中小企業者における、研修等の開催や受講に係る経費の一部を補助します。

### 1 対象者

鳥取市内に本店、支店その他の事業所を置く事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 中小企業者又は小規模企業者

イ 社会福祉法人、医療福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合等）又は有限責任事業組合（LLP）

(2) 市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。

### 2 対象事業

業務上必要な能力の向上又は技術、資格、知識等の習得やリスキリングなどによるスキルアップに資する研修又は講習で、次のいずれかが実施するものとする。

・公的研修機関

・試験研究機関、教育訓練機関、中小企業団体、事業協同組合等

・専門的な研修を行っている民間団体又は企業等

・補助対象者が自ら企画して主催する研修等。ただし、新入社員研修は除く。

### 3 対象経費

謝金、委託料（研修業務委託費）、会場借上料、教材費、受講料、交通費、宿泊費（消費税及び地方消費税を除く） ※受験料のみの申請は対象外

### 4 補助率・補助上限額

1/2（1人当たり5万円、1企業につき20万円）

問合せ先

鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課  
TEL:0857-30-8284  
FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/page/5155.html>

クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、本市において起業する者が起業の際に必要な資金の調達を支援することにより、本市における起業を推進し、産業振興及び経済活性化を図ります。

## 1 対象者

- (1) 補助事業実施計画書の提出日において、市内に事業所等を設置し創業から12月を経過していない法人若しくは個人事業主又は補助事業実施計画書の提出を行う日の属する年度内に市内に事業所等を有して法人設立若しくは個人事業主の開業届の提出により創業を行おうとする個人若しくは団体であること。
- (2) 法人を新たに設立する若しくは既に設立している場合、その設立時点において次のいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 中小企業者のうち、発行済株式の総数又は出資価額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有する者
  - イ 中小企業者のうち、発行済株式の総数又は出資価額の総額の2/3分以上を複数の大企業が所有する者
- (3) 日本標準産業分類に定める業種(補助対象外の業種あり)に該当する事業を営む者であること。
- (4) クラウドファンディング型ふるさと納税により集まった金額が目標額に達しなくても事業を実施する見込みの者であること。

## 2 対象事業

市内において新たに創業する者等による事業で以下に該当するもの

- ・地域課題の解決に資する事業
- ・地域資源を活用した事業

## 3 対象経費、補助率、補助限度額

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
クラウドファンディング調達相当額	創業前又は創業後において事業実施に必要な経費	10/10	クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して集めた寄付金の額
上乗せ補助額	創業前又は創業後において事業実施に必要な経費で以下に該当するもの ・施設整備費(用地取得費は除く。) ・機械装置費 ・備品費	1/2(千円未満の端数は切り捨てるものとする。)	クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して集めた寄付金の額を超えない範囲で上限100万円

鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課  
TEL: 0857-30-8282  
FAX: 0857-20-3947

<https://www.city.tottori.lg.jp/page/5161.html>

名称

## 【鳥取市】伴走型スタートアップ支援補助金

施策概要

鳥取市において新たに創業する者等に対して、事業に要する経費の一部について補助金を交付することにより、本市における起業を推進し、産業振興及び経済活性化を図ります。

### 1 対象者

- (1) 補助事業実施計画書の提出日において、市内に事業所等を設置し創業から12月を経過していない法人若しくは個人事業主又は補助事業実施計画書の提出を行う日の属する年度内に市内に事業所等を有して法人設立若しくは個人事業主の開業届の提出により創業を行おうとする個人若しくは団体であること。
- (2) 補助対象者が法人である場合においては、中小企業者であって、次のいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 中小企業者のうち、発行済株式の総数又は出資価額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有する者
  - イ 中小企業者のうち、発行済株式の総数又は出資価額の総額の2/3以上を複数の大企業が所有する者消費者と対面で金銭の授受を行う事業者
- (3) 支援機関(商工会議所、商工会、鳥取県中小企業団体中央会等)の支援を受けており、今後も継続的な伴走支援を受ける見込みを有する者であること。
- (4) 日本標準産業分類に定める業種(補助対象外の業種あり)に該当する事業を営む者であること。

### 2 対象事業

市内において新たに創業する者等による事業

### 3 対象経費

施設整備費、機械装置費、備品費、事務所等賃借料、広告宣伝費等の起業にかかる初期経費

### 4 補助率

対象経費の1/2

### 5 上限額

10万円

問合せ先

鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課  
TEL:0857-30-8282  
FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/page/5145.html>

名称

## 【倉吉市】倉吉市企業立地促進補助制度

施策概要

工場、事業所等の新・増設事業を行う企業に対して補助金を交付します。

補助対象企業	製造業				自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業、研究開発型企業	情報処理・提供サービス業（コールセンター業を除く。）		
	本市の経済の活性化に寄与するものとして市長が認める業種		常時雇用労働者数30人未満の企業に限る					
補助要件	投資額	10億円超	1億円超	5,000万円超	3,000万円超	3,000万円超		
	増加常時雇用労働者数	10人以上	5人以上	3人以上	3人以上	10人以上	5人以上	20人以上（パートタイム含む）
投資に対する補助	補助金額	投下固定資産額×3%						
	限度額	3,000万円	1,500万円	300万円	—	3,000万円	1,500万円	600万円
	市長特認事項	<p>下記要件に該当する事業で、本市地域経済の発展に著しく寄与する工場等であると市長が認める場合は、投下固定資産額の2%を限度に加算することができる。</p> <p>加算後の投下固定資産額に対する補助金の合計の限度額は1億円とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①本社機能移転事業（大都市圏からの本社機能移転に伴う事業）</li> <li>②国内回帰事業（海外工場等の全部または一部の市内への移転に伴う事業）</li> <li>③成長戦略分野推進事業（鳥取県産業振興未来ビジョンにおいて戦略的推進分野として位置づけられた事業）</li> <li>④新分野展開事業（市内に本社を有する中小企業が行う、提供する製品等が新たな市場を獲得すると見込まれる事業）</li> <li>⑤製造、開発等を集約する拠点事業</li> <li>⑥著しい雇用増を伴う事業</li> </ul>						
事業認定時期	工場等の新設または増設の着手までに企業立地促進事業の認定を受けること。							
交付申請時期	企業立地促進事業が完了した日から1年以内に行うこと。企業立地促進事業の一部が完了した場合において要件を満たすときは、1年度につき1回（全部が完了する予定の年度にあっては2回）、当該事業の完了部分に係る補助金の交付申請をすることができる。							

問合せ先

倉吉市 経済観光部 しごと定住促進課  
TEL:0858-22-8129  
FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/1486.htm>

名称

## 【倉吉市】移住就職者家賃支援事業費補助金

施策概要

市内に本店、支店その他の事務所を有する事業者への就職を機に、転入した者の賃貸住宅の家賃の一部を企業を介して、最長1年間補助します。

### ○補助対象

市内の中小企業のうち、移住就職者を正規雇用し、この補助金を活用して移住就職者に家賃補助を行う者

※移住就職者

・市外から本市に転入した者のうち当該転入の前90日間市外に住所を有していた者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。

ア 転入前又は転入後90日以内に市内の企業に就職したこと

イ 試用期間のある場合は試用期間開始から概ね1年以内に正社員として就職したこと

ウ 申請の時点での年齢が18歳以上であること

エ 申請の時点で本市に住民票を有しており、その後継続して1年以上本市に居住する意思を有すること

オ 賃貸住宅の名義人であること

カ 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校等の学生、公務員、独立行政法人の職員・役員でないこと

キ 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けていないこと

ク 世帯員の全員に市税等の滞納がないこと

ケ 他の世帯員が過去に企業を介して本補助金の交付を受けておらず、又は受けようとする者でないこと

### ○補助対象経費

補助事業者が正社員として雇用する移住就職者の居住する賃貸住宅の家賃の1/2

(この補助金とは別に企業から住宅手当等がある場合は、それを除いた額の1/2)

### ○補助限度額

移住就職者1人の家賃 10,000円/月

### ○補助金額

「補助対象経費」と「補助限度額」のいずれか少ない額×12ヶ月分  
(1人あたり1年間で最大120,000円)

問合せ先

倉吉市 経済観光部 しごと定住促進課  
TEL:0858-22-8129  
FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/1520.htm>

名称

## 【倉吉市】移住就職者奨学金返還支援事業費助成金

施策概要

市内企業への就職を機に本市へ移住した35歳未満の方の奨学金返還を最大8年間支援します。(補助上限なし！)

### 【補助対象者】

令和5年4月1日以降に市内の事業所に正社員として就職した移住就職者<sup>※</sup>の内、本助成金の交付認定を受けた者。

Uターン就職者も、転入の前90日間以上市外に住所を有していた場合、住民票を市外から市内へ移すことで対象となります。

※移住就職者

市外から本市に転入した者のうち当該転入の前90日間以上市外に住所を有していた者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。

1. 転入前又は転入後90日以内に市内の企業に就職したこと
2. 試用期間のある場合は試用期間開始から概ね1年以内に正社員として就職したこと
3. 申請の時点での年齢が35歳未満であること
4. 申請の時点で本市に住民票を有しており、その後継続して8年以上本市に居住する意思を有すること
5. 大学・高校等(大学、短期大学、大学院の修士課程、高等専門学校、専門学校(専修学校の専門課程に限る。)、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校高等課程(高等専修学校)、特別支援学校高等部)を卒業していること
6. 大学等の学生等、公務員又は独立行政法人の職員若しくは役員でないこと
7. 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けていないこと
8. 世帯員の全員に市税等の滞納がないこと
9. 過去に本助成金の交付を受けておらず、又は受けようとした者でないこと

### 【補助対象経費】

- ・奨学金の返還に要した経費(上限無し)(利子、繰上返還に要した経費、助成期間より前の滞納に対する返還に要した経費、延滞金及び離職期間中に返還に要した経費は除く。)
- ・ただし、助成期間中5年度目以降に繰上返還を行った場合には、繰上返還に要した経費も助成対象経費とする。

### 【補助率】

無利子奨学金:1/2  
有利子奨学金:3/4

### 【助成期間】

市内の事業所等に正社員として就職した日の属する年度から起算して8年度目の年度の末日までとし、市内の勤務場所で勤務している期間(通算して3年以内の市外転勤の期間を含む。)とする。

### 【助成金の申請】

助成金の交付を受けようとする移住就職者は、就職した日又は転入した日のいずれか遅い日から90日以内に、交付認定申請書(様式第1号)等を市に提出。

※詳細は市HPをご確認ください。

問合せ先

倉吉市 経済観光部 しごと定住促進課  
TEL:0858-22-8129  
FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/1454.htm>

名称

## 【倉吉市】企業自立サポート融資（制度融資）

施策概要

中小企業者等を支援するための融資制度で、県との協調融資です。

〈県・市町村協調の制度〉

創業支援資金	起業・創業に必要な資金の融資
中小企業小口融資 小規模事業者融資	小規模企業者等を対象とした事業資金の融資
新事業展開資金	経営革新や海外展開のための事業資金の融資
新規需要開拓設備資金	設備の導入・新設、合理化などに取り組む資金の融資
経営体質強化資金	業況悪化の状況における経営の維持、回復のための融資
経営安定支援借換資金	金融機関、商工団体等の支援を受けて経営の改善・再生に取り組むため、既往借入金を借り換えるときの融資
地域経済変動対策資金 災害等緊急対策資金	災害や経済変動事象の影響を受けた施設の復旧や経営安定のための融資
事業承継支援資金	事業承継、合併等を行うときに必要な資金の融資
働き方改革応援資金	従業員の労働環境改善に資する取組を行うときの融資
災害対応力強化資金	事業継続計画（BCP）等の防災対策を向上させるための融資
産業未来共創資金（大型投資）	工場の新設・増設等の大型投資に必要な資金の融資
コロナ克服特別借換資金	金融機関、商工団体等の支援を受けてコロナ禍からの経営再生に取り組むため、既往借入金を借り換えるときの融資
中小事業者賃上げ応援資金	持続的な賃上げ原資の確保に必要な資金の融資

倉吉商工会議所・中小企業相談所（TEL0858-22-2191）をはじめ、各相談窓口にお気軽にご相談ください。

問合せ先

倉吉市 経済観光部 しごと定住促進課  
TEL:0858-22-8129  
FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/10505.htm>

名称

## 【倉吉市】チャレンジショップあきない塾

施策概要

これから事業を立ち上げ、経験を積みながら飛躍をめざす起業者を支援します。

チャレンジショップ事業では中心市街地内の空き店舗についてお店を始めたい方に安価な家賃で貸し出しを行い、将来にわたり事業展開を図ろうとする方を支援します。

### ○施設概要

所在地: 倉吉市東仲町2605,2608(旧三好金物店の一部)  
設 備: 全店舗共通: コンセント、照明灯、エアコン、インターネット  
貸店舗3のみ: シンク、グリストラップ、作業台、IHコンロ

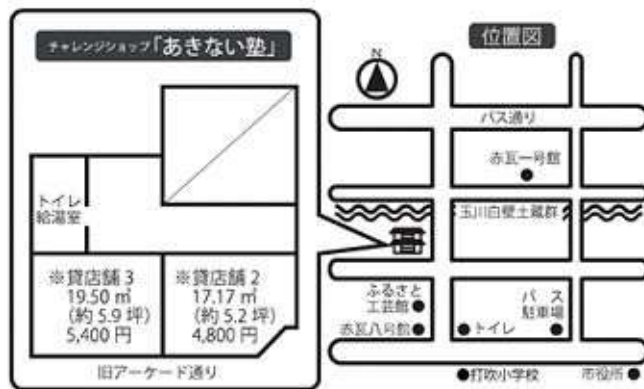
### ○契約期間

6か月契約とする。但し1回を限度に契約更新可能。(最長1年間)  
※準備、退店期間を含む。

### ○経費負担

負担は低額な家賃(月4,000円~6,000円: 店舗面積による)の他、別途、光熱費・上下水道使用料・共益費が必要。

詳しくは、倉吉商工会議所までお問い合わせください。



問合せ先

倉吉市 経済観光部 しごと定住促進課  
TEL: 0858-22-8129 FAX: 0858-22-8136  
( <https://www.city.kurayoshi.lg.jp/> )

倉吉商工会議所  
TEL: 0858-22-2191 FAX: 0858-22-2193

詳しくはこちら

<https://kurayoshi-cci.or.jp/founding-succession/challenge-shop/>

名称

## 【倉吉市】倉吉市短期融資

施策概要

市内の中小企業者等に対して経営に必要な運転資金の融資を行うものです。

○限度額	500万円
○資金使途	運転資金
○融資利率	市中金利の動向等を勘案して市長が別に定める率(変動金利)
○融資期間	3年以内
○保証料率	年0.45%から年1.08%までの間で保証協会が定める率
○償還方法	期日一括償還又は毎月元金均等償還
○担保	金融機関の定めるところによる
○保証人	金融協会の定めるところによる
○申込窓口	各金融機関

倉吉商工会議所・中小企業相談所(TEL0858-22-2191)をはじめ、各相談窓口にお気軽にご相談ください。

問合せ先

倉吉市 経済観光部 しごと定住促進課  
TEL:0858-22-8129  
FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/10505.htm>

名称

## 【倉吉市】専門的・技術的分野における外国人材雇用企業給付金

施策概要

新たに専門的・技術的分野における外国人材を雇用する市内企業を支援します。

### 【支給対象者】

次に掲げる要件の全てを満たす市内企業

1. 令和7年4月1日以降に専門的・技術的分野における外国人材※を雇用したこと。
2. 市税の滞納がないこと。

※出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表に規定する在留資格のうち、次のアからエまでに掲げるいずれかの在留資格を取得した者であって、市内に住所を有するもの。ただし、企業内転勤を除く。

- ア 技術・人文知識・国際業務
- イ 介護
- ウ 技能
- エ 特定技能

### 【給付金額】

外国人材1人につき5万円

### 【給付金の申請】

給付金の給付を受けようとする企業は、外国人材を雇用した日が属する年度の3月31日までに、給付金支給申請書(兼請求書)等(別記様式(第6条関係))を市に提出。

問合せ先

倉吉市 経済観光部 しごと定住促進課  
TEL:0858-22-8129  
FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

詳細は電話でお問い合わせください。

名称

## 【倉吉市】倉吉市移住就職者社宅受入事業費助成金

施策概要

移住就職者を自社が整備した社宅に受け入れた企業を、1区画等あたり、年間10万円(最大5年間)補助します。

### 【補助対象者】

移住就職者※を自社が整備した社宅に受け入れた企業。

#### ※移住就職者

市外から本市に転入した者のうち当該転入の前90日以上市外に住所を有していた者であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

1. 転入前又は転入後90日以内に社宅を整備した企業に正社員として就職したこと。
2. 試用期間のある場合は、当該試用期間の開始の日から概ね1年以内に正社員として就職したこと。
3. 本市に住民票を有しており、その後継続して5年以上本市に居住する意思を有すること。
4. 大学・高校等の学生等又は公務員又は独立行政法人の職員又は役員でないこと。

### 【助成要件】

対象期間中移住就職者が社宅の区画等ごとの任意の1年間の移住就職者の入居率※が50%以上であること。

#### ※入居率＝「移住就職者が入居している月数／12箇月」

移住就職者から家賃等が支払われた分の月を移住就職者が入居している月数とする。

移住就職者が入居している月数の起算月は、移住就職者を雇用した日、入居した日、住民票を移した日のいずれかのうち最も遅い日が属する月とする。ただし、対象期間中に試用期間を終えて正社員となった場合は、試用期間の初日を雇用した日とみなす。

### 【助成限度額】

1区画等あたり  
10万円／年  
最大5年間

### 【助成期間】

社宅が入居可能となった日が属する月の翌月から5年間(同じ社宅に係る2回目以降の申請の場合は、それより前の申請のときの対象期間を除く。)

### 【助成金の申請】

助成金の交付を受けようとする企業である助成対象者は、当該年度申請分をその年度末までに、交付申請書兼請求書(様式第1号)等を市に提出。

問合せ先

倉吉市 経済観光部 しごと定住促進課  
TEL: 0858-22-8129  
FAX: 0858-22-8136

詳しくはこちら

詳細は電話でお問い合わせください。

名称

## 【米子市】産学官・医工連携しごとの種（シーズ）づくり 支援事業補助金

施策概要

市内の中小企業者、協同組合等及び生産者団体(以下、中小企業者等とします。)と県内の学術機関又は医療機関とが連携し、新たな事業活動を創出するための研究開発・調査等に要する費用の一部を支援します。

### 【支援内容】

中小企業者等と学術研究機関又は医療機関とが連携して行う、研究開発や調査等に対し、その取組に必要な経費を支援します。

### 【補助率】

事業費の3/4

### 【補助上限額】

200千円

### 【主な補助対象経費】

①原材料費 ②機械装置購入費 ③外注経費 ④技術指導受入費 ⑤共同研究費  
⑥市場調査費 ⑦印刷製本費 ⑧広告宣伝費 ⑨旅費 等

### 【事業期間】

交付決定日より12ヶ月以内

### 【その他】

同一の事業に対し、1回限りの交付とします。

問合せ先

米子市 経済部 商工課  
TEL:0859-23-5224  
FAX:0859-23-5354

詳しくはこちら

<https://www.city.yonago.lg.jp/45189.htm>

名称

## 【米子市】米子市企業立地促進補助金

施策概要

米子市内において、工場又は事業所の新設、増設又は移転を行う企業に対して、下記のとおり補助金を交付します。

補助対象、経費	投下固定資産額
補助対象額 算定方法	①投下固定資産額×5% (新規進出、本社機能移転による5%の加算あり。※最大15%) ②初年度リース料×50% ※上限額1億円 (土地取得、新規進出、本社機能移転が伴う場合は上限2億円 となります。)
補助申請	事業開始から3年以内
要件	① 雇用 中小企業:1人以上 大企業:3人又は5人以上 ② 投資額 中小企業:3,000万円以上 大企業:1億円以上
対象業種	製造業及びこれに類する事業、道路貨物運送業、自然科学研究所、 情報処理・提供サービス業、事務管理業務、職員教育施設・支援 業、コンテンツ関連事業並びにソフトウェア業、デザイン業、機械設計 業等の研究開発型事業

(注)この補助金は、事前に補助対象企業の指定を受ける必要があります。

問合せ先

米子市 経済部 企業立地支援課  
TEL:0859-23-5212

詳しくはこちら

<https://www.city.yonago.lg.jp/6056.htm>

名称

## 【米子市・境港市】中海・宍道湖・大山圏域市長会 海外商談会参加等支援補助金

施策概要

外国人観光客の誘致及び自社製品、技術等の海外への販路の開拓に向けた自主的な取組を支援します。

補助対象者	松江市・出雲市・安来市・米子市及び境港市(以下圏域)内に本社、又は主たる事業所を有する企業・団体。
補助対象経費	海外で開催される観光及び物産に関する商談会等へ参加するために要する経費の一部を補助します。 (商談会等へ参加するための経費とは、商談会において、見本商品・カタログなどを展示するブース出展をはじめ、商談のみ目的とした参加も含まれます。)
補助率	<b>補助対象経費の1/2 補助上限額:10万円</b> を原則とし、以下にあてはまる場合は①の補助率、補助上限額とします。 ①韓国、中国、台湾及びインド国内での商談会等へ参加する場合 <b>補助率2/3 補助上限15万円</b> ※他制度併用の場合は、他制度で補助対象となっている経費は市長会補助金の対象経費としない。

問合せ先

中海・宍道湖・大山圏域市長会事務局  
TEL:0852-55-5056  
FAX:0852-62-9102

米子市 経済部 商工課  
TEL:0859-23-5217  
FAX:0859-23-5354

境港市 産業部 水産商工課 経済交流係  
TEL:0859-47-1029  
FAX:0859-44-7957

詳しくはこちら

<https://www.nakaumi.jp/>

名称

## 【米子市】小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

施策概要

日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金又は生活衛生関係営業経営改善資金(以下「交付対象資金」という。)の融資の実行を受けた小規模事業者に対し、事業者の負担軽減及び経営安定を図るため利子補助を行います。

### ■補助対象期間

交付対象資金の利子の支払いが開始された日の属する月から起算して36か月間とする。

### ■補助額

支払った交付対象資金の利子(当該交付対象資金の貸付けに係る元本の返済が遅延したことに伴って生じた増額部分を除く。)の額の2分の1に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額)とする。

問合せ先

米子市 経済部 商工課  
TEL:0859-23-5219  
FAX:0859-23-5354

詳しくはこちら

<https://www.city.yonago.lg.jp/17823.htm>

名称

## 【米子市】台湾台北市販路開拓支援補助金

施策概要

地産外商の促進による市内中小企業者の発展と産業の活性化を目的として、中海・宍道湖・大山圏域市長会で交流を進めている台湾台北市に重点を置き、新たに台北市への販路開拓・事業展開のための取組を行う市内中小企業者等を支援します。

### 【対象事業】

自社の製品、サービス等について、新たに台湾台北市への販路の開拓又は事業の展開を目的として行なう商談、販売促進活動等の取組

### 【補助対象経費】

委託費（補助対象事業を実施するために必要となるコーディネーター等のコンサルティング料、現地での通訳費など）  
旅費（中海・宍道湖・大山圏域市長会が企画する台湾台北市への現地視察、市場調査等を伴う一連の日程に従って実施される旅行に参加する場合の旅費。現地宿泊費及び交通費に限り、食費及び日当を除く。）

### 【補助率】

委託料 2分の1  
旅費 10分の10

### 【補助上限額】

委託料 15万円  
旅費 5万円

問合せ先

米子市 経済部 商工課  
TEL:0859-23-5219  
FAX:0859-23-5354

詳しくはこちら

<https://www.city.yonago.lg.jp/35968.htm>

名称

## 【米子市】米子市情報通信及び事務管理関連企業立地促進補助金

施策概要

米子市内において、事業所の新設、増設又は移転を行う企業に対して、下記のとおり補助金を交付します。

### <企業立地事業補助金>

補助対象、経費	投下固定資産額
補助対象額 算定方法	①投下固定資産額(土地、家屋、償却資産)の15% ②初年度リース料の50% ※限度額…①+②の合計1億円(当該企業が誘致企業であつて、かつ、新たに事業所を建設する者であるときは、2億円)
補助申請	新增設事業の完了の日から3年以内
要件	①雇用 20人以上  ②投資額 3,000万円以上
対象業種	情報処理・提供サービス業、コールセンター業務、事務管理業務、ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又はインターネット附随サービス業に属する事業

### <雇用事業補助金>

補助対象額 算定方法	事業所の借室料の1/6を5年間 ※限度額…1,000万円/年
補助申請	新增設事業の完了の日から3年以内
要件	①雇用 5人以上
対象業種	情報処理・提供サービス業、コールセンター業務、事務管理業務、ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又はインターネット附随サービス業に属する事業

(注)当補助金は、事前に補助対象企業の指定を受けることが必要です。

問合せ先

米子市 経済部 企業立地支援課  
TEL:0859-23-5212

詳しくはこちら

<https://www.city.yonago.lg.jp/6056.htm>

名称

## 【米子市】企業自立サポート融資（制度融資）

施策概要

中小企業者等を支援するための融資制度です。

### 〈県・市町村協調の制度〉

創業支援資金	起業・創業に必要な資金の融資
中小企業小口融資 小規模事業者融資	小規模企業者等を対象とした事業資金の融資
新事業展開資金	経営革新や海外展開のための事業資金の融資
新規需要開拓設備資金	設備の導入・新設、合理化などに取り組む資金の融資
経営体質強化資金	業況悪化の状況における経営の維持、回復のための融資
経営安定支援借換資金	金融機関、商工団体等の支援を受けて経営の改善・再生に取り組むため、既往借入金を借り換えるときの融資
地域経済変動対策資金 災害等緊急対策資金	災害や経済変動事象の影響を受けた施設の復旧や経営安定のための融資
事業承継支援資金	事業承継、合併等を行うときに必要な資金の融資
働き方改革応援資金	従業員の労働環境改善に資する取組を行うときの融資
災害対応力強化資金	事業継続計画（BCP）等の防災対策を向上させるための融資
産業未来共創資金（大型投資）	工場の新設・増設等の大型投資に必要な資金の融資
コロナ克服特別借換資金	金融機関、商工団体等の支援を受けてコロナ禍からの経営再生に取り組むため、既往借入金を借り換えるときの融資
中小事業者賃上げ応援資金	持続的な賃上げ原資の確保に必要な資金の融資

### 〈申込窓口・連絡先〉

- 米子商工会議所 産業振興課 TEL:0859-22-5131
- 鳥取県西部商工会産業支援センター 経営支援課 TEL:0859-37-0085
- 米子日吉津商工会 TEL:0859-56-2700

問合せ先

米子市 経済部 商工課  
TEL:0859-23-5219  
FAX:0859-23-5354

詳しくはこちら

<https://www.city.yonago.lg.jp/9175.htm>

名称

## 【米子市】よなご住んで楽しいまちづくりファンド

施策概要

米子市の中心市街地や皆生温泉などの地域において、空き家・空き店舗などの遊休不動産の利活用を通じて、地域に賑わいを創出する事業を支援することで、まちの魅力向上につなげることを目的としています。

### 【対象事業】

遊休不動産の利活用に関わる事業を原則として、地域の活性化につながる新たな賑わいを創出し、魅力向上に資する事業。

### 【対象地域】

- ・米子市中心市街地エリア(米子駅～商店街～角盤町、米子城跡・城下町エリア)
- ・皆生温泉エリア ・米子港周辺エリア ・淀江エリア

### 【投資内容】

設立日:2022年2月1日

ファンド運用期間:2022年2月1日から2036年1月31日まで

ファンド総額:8,000万円

出資者(組合員):米子市、株式会社鳥取銀行、米子信用金庫

対象企業が発行する株式の取得により、当該ファンドから投資する。

資金用途:設備資金およびそれに付随する運転資金

投資規模:1社に対する投資上限額は原則2,000万円

投資期間:1社に対する投資期間は原則10年

問合せ先

米子市 経済部 商工課  
TEL:0859-23-5219  
FAX:0859-23-5354

詳しくはこちら

<https://www.city.yonago.lg.jp/item/45828.htm#itemid45828>

名称

## 【米子市】地域総合整備資金（ふるさと融資）

施策概要

米子市が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、一般財団法人地域総合整備財団の支援を得て民間事業者等に無利子資金を融資します。

### 【貸付対象費用】

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利及びリース料）

### 【貸付額】

- 貸付対象事業一件当たりの貸付額は100万円以上とし、20億円を限度とする。
- 貸付対象事業一件当たりの上記(1)(2)に対する貸付額は、当該貸付対象事業の費用から国庫補助金等の額を控除した額（ただし、用地取得費は設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として費用に算入することができる。）の50%を限度とする。
- 定住自立圏形成協定又は定住自立圏共生ビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業については、上限額を30億円とします。

### 【貸付利率】

無利子

### 【償還期間】

5年以上20年（5年以内の据置期間を含む。）以内

問合せ先

米子市 経済部 商工課  
TEL:0859-23-5219  
FAX:0859-23-5354

詳しくはこちら

<http://www.furusato-zaidan.or.jp/>

名称

## 【米子市・境港市】中海・宍道湖・大山圏域ものづくり.net事業

施策概要

圏域内の製造業の各企業の製品や技術、設備などの企業情報を収集し、インターネット上で公開し、受発注のビジネスチャンスにつなげてもらうためのデータベースです。

### 1 中海・宍道湖・大山圏域ものづくり連携事業実行委員会とは

中海・宍道湖・大山圏域にある米子市、境港市、鳥取県西部町村、松江市、出雲市及び安来市(圏域という。)の行政・商工団体が組織され、広域連携による製造業等の産業振興に資する事業(以下「圏域連携事業」という)を実施することにより、圏域内企業の連携や交流を促進し、圏域経済の活性化を図ることを目的としています。

### 2 中海・宍道湖・大山圏域ものづくりネット事業

ア 事業内容

- ①圏域内ものづくり企業の基礎データを収集し、企業情報データベースを作成します。  
データベースをインターネット上へ公開することで圏域内での受発注、圏域内企業の連携による共同開発、共同受注などの創出を図ります。
- ②実行委員会事業として圏域外へのサイトの広報を行い、圏域外企業からの受発注等の問合せ等の機会の創出を図ります。

イ 企業情報の掲載については、圏域内の企業となります。

ウ サイト掲載にかかる企業負担は無料です。

【申込み】

掲載については、圏域内各商工会議所及び商工会までお問い合わせ

問合せ先

米子市 経済部 商工課 TEL:0859-23-5217

境港市 産業部 水産商工課 TEL:0859-47-1056

米子商工会議所 TEL:0859-22-5131

境港商工会議所 TEL:0859-44-1111

鳥取県西部商工会産業支援センター TEL:0859-37-0085

詳しくはこちら

<http://www.na-s-da.net/>

名称

## 【米子市】米子市企業立地促進課税免除制度

施策概要

米子市内における企業立地の促進を図るため、「鳥取県地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画」に伴う固定資産税の課税を免除します。

### 「地域経済牽引事業促進法」に定められた課税免除の規定に該当する企業立地

#### 【課税免除対象施設】

- (ア) 当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)
- 家屋については、対象となる部分の延べ床面積が対象施設全体(共用部分は除く)の延べ床面積の2分の1以上を占めるもの。
  - 構築物については、対象となる部分の取得価額がその構築物全体の取得価額の2分の1以上を占めるもの。
- (イ) 敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に家屋又は構築物の建設の着手したものに限り。)
- (ウ) かつ、上記、家屋、構築物、土地の取得価額が1億円(農林漁業及びこれに関連する造業は5,000万円)を超えるもの。

#### 【課税免除の期間】

新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分。

問合せ先

米子市 経済部 企業立地支援課  
TEL: 0859-23-5212

詳しくはこちら

<https://www.city.yonago.lg.jp/6056.htm>

## 名称

# 【境港市】境港市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例

## 施策概要

企業立地を促進し、経済の活性化と雇用機会の拡大を図るため、境港市内に工場等を新設、増設又は移設する企業を支援します。

### ■対象者

次の(1)(2)の要件を満たす事業者であって、企業立地計画についてあらかじめ市長の認定を受けた者

- (1) 境港市内において事業所等を新設、増設又は移設する者
- (2) 次のア～ケのいずれかの事業を営む者
  - ア 製造業
  - イ 運輸業、郵便業(道路貨物運送業、水運業、倉庫業及び運輸に附帯するサービス業に限る。)
  - ウ 宿泊業(店舗型性風俗特殊営業を除く。)
  - エ 学術研究・専門・技術サービス業(学術・開発研究機関、デザイン業、著述・芸術家業及び機械設計業に限る。)
  - オ 電気業
  - カ 情報通信業
  - キ 職員教育施設・支援業
  - ク コールセンター業
  - ケ 再資源化を行う事業

### ■要件

次の(1)～(4)のいずれにも該当する事業者

- (1) 操業開始の日における投下固定資産総額及び市内新規常時雇用者(1週間の所定労働時間が20時間以上の者)の数(純増数)が、次に定める基準のいずれかに該当すること。
  - ア 投下固定資産総額が1億円以上かつ市内新規常時雇用者(1週間の所定労働時間が20時間以上の者)の数(純増数)が7人以上であること。
  - イ 投下固定資産総額が5,000万円以上かつ市内新規常時雇用者(1週間の所定労働時間が20時間以上の者)の数(純増数)が4人以上であること。(アに該当するものを除く。)
  - ウ 投下固定資産総額が3,000万円以上かつ市内新規常時雇用者(1週間の所定労働時間が20時間以上の者)の数(純増数)が2人以上であること。(ア又はイに該当するものを除く。)
- (2) 企業立地に係る資金計画が、当該事業者の経営状況に照らして適正と認められること。
- (3) 本市の経済の発展及び雇用機会の拡大に寄与すると認められること。
- (4) 環境の保全に配慮したものであること。

### ■支援概要

- (1) 固定資産税の課税免除(上限:1年度につき1億円)※1  
認定された投下固定資産に関する固定資産税について要件(1)の基準ごとに以下の期間、課税免除します。
  - アに該当する認定事業者にあつては、5年間
  - イに該当する認定事業者にあつては、4年間
  - ウに該当する認定事業者にあつては、3年間
- (2) 雇用促進奨励金(上限1億円)  
要件(1)の基準ごとに以下のとおり、雇用促進奨励金を支給します。
  - アに該当する認定事業者にあつては、市内新規雇用者(1週間の所定労働時間が30時間以上の者)1人につき100万円
  - イに該当する認定事業者にあつては、市内新規雇用者(1週間の所定労働時間が30時間以上の者)1人につき50万円
  - ウに該当する認定事業者にあつては、市内新規雇用者(1週間の所定労働時間が30時間以上の者)1人につき30万円
- (3) 企業立地支援補助金(上限1億円)※1  
要件(1)のアに該当する認定事業者に限り、認定された投下固定資産の総額5%を企業立地支援補助金として交付します。

※1 支援概要の(1)と(3)は、併用できません。

※2 同一の事業計画に対して、その他の支援措置との併用はできません。

## 問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957

## 詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=105338>

名称

## 【境港市】境港市企業立地促進補助金

施策概要

企業の立地を促進し、地域経済の健全な発展と雇用機会の拡大を図るため、竹内工業団地に工場等を新設、増設又は移設する企業を支援します。

### ■対象者

竹内工業団地の土地を取得又は賃借し、工場等を操業した企業

### ■要件

- (1)山陰両県在住者を3人以上(うち市内在住者1人以上)新規常時雇用すること。
- (2)環境の保全について適切な措置を講ずること。
- (3)境港市税に滞納がないこと。

### ■補助額

操業開始時の新規投下固定資産(土地、家屋、償却資産)に関する固定資産税相当額を、当該固定資産税の最初の納期の属する年度(当該年度以降に事業認定を受けた場合は、認定を受けた年度の翌年度以降3か年に分割して(1年目40%、2・3年目30%)補助。

※同一の事業計画に対して、その他の支援措置との併用はできません。

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957

詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=105338>

名称

## 【境港市】境港市工場立地促進補助金

施策概要

企業の立地を促進し、地域経済の健全な発展と雇用機会の拡大を図るため、境港市内(竹内工業団地を除く)に工場を新設、増設又は移設する企業を支援します。

### ■対象者

境港市内(竹内工業団地を除く)で工場を操業した企業(製造業等に限る)

### ■要件

- (1)山陰両県在住者を3人以上(うち市内在住者1人以上)新規常時雇用すること。
- (2)環境の保全について適切な措置を講ずること。
- (3)境港市税に滞納がないこと。

### ■補助額

操業開始時の新規投下固定資産(土地、家屋、償却資産)に関する固定資産税相当額を、当該固定資産税の最初の納期の属する年度(当該年度以降に事業認定を受けた場合は、認定を受けた年度)の翌年度以降3か年に分割して(1年目40%、2・3年目30%)補助。

※同一の事業計画に対して、その他の支援措置との併用はできません。

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957

詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=105338>

名称

## 【境港市】境港市夕日ヶ丘地区小売業立地促進補助金

施策概要

夕日ヶ丘地区における小売業の立地を促進し、地域経済の健全な発展と雇用機会の拡大、市民の利便性を図るため、夕日ヶ丘地区で小売業の店舗等を新設、増設又は移設する企業を支援します。

### ■対象者

夕日ヶ丘地区で小売業を操業した企業

### ■要件

- (1) 山陰両県在住者を3人以上(うち市内在住者1人以上)新規常時雇用すること。
- (2) 店舗面積が1,000㎡を超え、かつ大規模小売店舗立地法に基づく届出を行うこと。
- (3) 生活環境の保全について適切な措置を講ずること。
- (4) 境港市税に滞納がないこと。

### ■補助額

操業開始時の新規投下固定資産(土地、家屋、償却資産)に関する固定資産税相当額を、当該固定資産税の最初の納期の属する年度(当該年度以降に事業認定を受けた場合は、認定を受けた年度の翌年度以降3か年に分割して(1年目40%、2・3年目30%)補助。

※同一の事業計画に対して、その他の支援措置との併用はできません。

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957

詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=105338>

名称

## 【境港市】境港市創業支援補助金

施策概要

産業の振興及び活性化を図ることを目的として、境港市内で創業する方を支援します。

### ■対象者

境港市内で新たに事業を開始された方(これまで事業を営んだことがない方に限る)

### ■要件

- (1) 特定創業支援事業の支援を受け、その証明を受けること。
- (2) 以下のいずれかに該当していること。
  - ア 個人にあつては、事業を開始する日までに境港市へ住民登録をしている。
  - イ 会社にあつては、境港市内を本店として設立登記をしている。
- (3) 境港市税に滞納がないこと。

### ■対象業種

下記「問合せ先」にお問い合わせください。

### ■対象経費

- (1) 事業拠点費  
電気設備費、什器・備品等設備費、パソコン等機械器具費、事務所等の改修、改裝修繕費、主に居住の用に供する家屋の増築、改修、修繕に係る費用
- (2) 宣伝広告費  
販路開拓に係る広告宣伝費、チラシデザイン費、チラシ印刷費、ホームページ制作費
- (3) 設立登記費  
会社設立時の登記に要する経費

### ■補助額

対象経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の1/2(上限30万円)  
※1ターン移住者の場合、上限は50万円

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957

詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=106327>

名称

## 【境港市】企業自立サポート融資（制度融資）

施策概要

中小企業者等を支援するための融資制度、県との協調融資です。

〈県・市町村協調の制度〉

創業支援資金	起業・創業に必要な資金の融資
中小企業小口融資 小規模事業者融資	小規模企業者等を対象とした事業資金の融資
新事業展開資金	経営革新や海外展開のための事業資金の融資
新規需要開拓設備資金	設備の導入・新設、合理化などに取り組む資金の融資
経営体質強化資金	業況悪化の状況における経営の維持、回復のための融資
経営安定支援借換資金	金融機関、商工団体等の支援を受けて経営の改善・再生に取り組むため、既往借入金を借り換えるときの融資
地域経済変動対策資金 災害等緊急対策資金	災害や経済変動事象の影響を受けた施設の復旧や経営安定のための融資
事業承継支援資金	事業承継、合併等を行うときに必要な資金の融資
働き方改革応援資金	従業員の労働環境改善に資する取組を行うときの融資
災害対応力強化資金	事業継続計画（BCP）等の防災対策を向上させるための融資
産業未来共創資金（大型投資）	工場の新設・増設等の大型投資に必要な資金の融資
コロナ克服特別借換資金	金融機関、商工団体等の支援を受けてコロナ禍からの経営再生に取り組むため、既往借入金を借り換えるときの融資
中小事業者賃上げ応援資金	持続的な賃上げ原資の確保に必要な資金の融資

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
 TEL:0859-47-1056  
 FAX:0859-44-7957  
 境港商工会議所 TEL:0859-44-1111

詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=107444>

## 名称

# 【境港市】季節金融対策資金

## 施策概要

季節的に決済資金及び賞与資金等の資金繰りに困難をきたしている中小企業者に対して経営資金を融資します。

### ■対象者

中小企業信用保険法の対象となるもので、かつ、市内で1年以上の期間にわたって事業所を有する中小企業者

■資金の使途 運転資金

■融資限度額 300万円

■融資期間 6か月以内

■融資利率 境港金融会との協議により定める。

■信用保証 任意保証

■担保 金融機関の定めるところによる。

■保証人 金融機関の定めるところによる。

■償還方法 期日一括償還又は毎月償還

■申込窓口 市内金融機関

## 問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957  
境港商工会議所 TEL:0859-44-1111

## 詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=107444>

**名称****【境港市】地域総合整備資金（ふるさと融資）****施策概要**

境港市が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、財団法人地域総合整備財団の支援を得て民間事業者等に無利子資金を融資します。

**■対象者**

市が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業で、次の(1)～(4)すべてに該当するものであって、市長が適当と認めたもの。

- (1) 公益性、事業採算性等の観点から実施されるもの
- (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの
- (3) 事業の貸付対象費用の総額(用地取得費を除く。)が100万円以上のもの
- (4) 用地取得等契約後5年以内に貸付対象事業の営業開始が行われるもの

**■貸付対象費用**

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用(人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利及びリース料)

**■貸付額**

貸付対象費用の総額から国庫補助金等の額を控除した額の50%以内。(上限20億)  
なお、上限額等が引き上げられる場合があります。詳しくは、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

**■貸付利率**

無利子

**■償還期間**

20年(5年以内の据置期間を含む。)以内

**問合せ先**

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957

(地域総合整備財団ホームページ)

**詳しくはこちら**

<http://www.furusato-zaidan.or.jp/>

名称

## 【境港市】小規模事業者経営改善資金(マル経資金) 利子補給補助金

施策概要

マル経資金の融資の実行を受けた小規模事業者の経営の安定を図るため、利子負担について支援します。

### ■対象者

平成26年4月1日以降に日本政策金融公庫からマル経資金の融資の実行を受けた事業者

### ■要件

- (1) 境港市内に住所又は事業所を有していること。
- (2) 境港市税に滞納がないこと。

### ■交付対象期間

マル経資金の融資の償還開始月から最大36月。ただし、交付対象期間中に借換え又は追加融資を受けたものについては、当初のマル経資金の融資の償還開始月から起算します。

### ■補助額

対象者が支払った利子相当額の1/2(端数切捨て)

※毎年1月1日から12月31日までに支払った利子相当額の1/2を翌年に交付します。

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957

詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=105595>

名称

## 【境港市】生活衛生関係営業経営改善資金（衛経資金）利子補給補助金

施策概要

衛経資金の融資の実行を受けた事業者の経営の安定を図るため、利子負担について支援します。

### ■対象者

平成26年4月1日以降に日本政策金融公庫から衛経資金の融資の実行を受けた事業者

### ■要件

- (1) 境港市内に住所又は事業所を有していること。
- (2) 境港市税に滞納がないこと。

### ■交付対象期間

衛経資金の融資の償還開始月から36月。ただし、交付対象期間中に借換え又は追加融資を受けたものについては、最初の衛経資金の融資の償還開始月から起算します。

### ■補助額

対象者が支払った利子相当額の1/2(端数切捨て)

※毎年1月1日から12月31日までに支払った利子相当額の1/2を翌年に交付します。

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957

詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=105595>

名称

## 【境港市】国内商談会等参加支援補助金

施策概要

事業者の販売力や競争力を向上し、産業振興を図るため、製品や技術等の販路開拓を支援します。

### ■対象者

国内で開催される商談会等に出展する事業者

### ■要件

- (1)本店登記が境港市内にある(個人にあっては境港市内に住民登録し、有人の事業所を有する)中小企業者であること。
- (2)境港市税に滞納がないこと。 など

### ■対象経費

国内で開催される商談会等(商談会、展示会その他これらに類する会であって、物品販売を伴うものを除く。)への出展に要する次の経費

- (1)出展料(オンライン国内商談会等にあっては、参加料、登録料、ページ掲載料)
- (2)小間の装飾費及び備品等リース料
- (3)展示品等の運搬費

### ■補助額

対象経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の10/10(上限5万円)  
※一会計年度につき2回を限度とする。

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957

詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=112335>

名称

## 【境港市】事業承継支援補助金

施策概要

市内事業所における事業及び雇用の継続を図るため、第三者への事業承継を支援します。

### ■対象者

後継者が不在で、自らの事業に関する第三者承継先を探す事業者

### ■要件

- (1) 境港市内に本社又は本店となる事業所を有する(個人にあつては、あわせて境港市内に住民登録がある)中小企業者であること。
- (2) 境港市税に滞納がないこと。 など

### ■対象経費

専門事業者に支払う着手金、手付金その他の初期費用(成功報酬を除く。)

### ■補助額

対象経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の1/2(上限50万円)

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957

詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=111758>

名称

## 【岩美町】がんばる商工業者総合支援事業補助金

施策概要

町内での創・開業、町内事業者の経営の持続、事業承継を岩美町商工会等と連携して支援し、補助金を交付します。

## (1) 創・開業支援

	内 容
対象者	岩美町商工会の経営計画に係る指導を受けて、町内で新たに創・開業しようとする商工業者 ※フランチャイズ、営業の譲渡、委託等に伴う事業でないこと ※交付申請時点で既に事業を開始していないこと ※既存事業者の場合は、小規模事業者かつ新たな業種(日本標準産業分類の大分類が異なる業種)で事業を開始する場合に限る
対象経費	①店舗、事務所の整備に要する経費 ②設備の整備に要する経費 ③補助事業実施年度内の賃借料(テナント料、機器のリース料)
補助率	2/3・上限50万円 ※ただし、申請者が35歳未満の町内在住者であるときは上限100万円

## (2) 持続支援

	内 容
対象者	創・開業から3年以上経過している町内の小規模事業者で、岩美町商工会員として1年以上経営指導を受けている者
対象経費	①店舗、事務所の整備に要する経費 ②設備の整備に要する経費
補助率	1/3・上限30万円 ※交付年度の翌年度は新たに当補助金の申請不可

## (3) 事業承継支援

	内 容
対象者	岩美町事業承継ネットワークの支援を受けて、町内で事業の承継(代表者の交代)をする者 ※交付申請時点で事業承継から6か月を経過していないこと
対象経費	①店舗、事務所の整備に要する経費 ②設備の整備に要する経費
補助率	2/3・上限50万円

- ・(1)～(3)の各事業とも、1年以上の事業の継続義務あり。
- ・原則として町内事業者へ発注した経費を対象とします。  
また、対象経費欄の「整備」とは、新設、増設、更新、改装、改修、修繕を指します。
- ・(1)及び(3)の事業は、有識者等による審査会を開催し、補助事業者を決定します。  
また、同一補助事業者に対しそれぞれ1回限りの交付とします。
- ・同一補助事業者に対する補助金の交付は、同一年度内においていずれか1つの補助事業に限ります。

問合せ先

岩美町 商工観光課  
TEL:0857-73-1416  
FAX:0857-73-1524

詳しくはこちら

<http://www.iwami.gr.jp/dd.aspx?menuid=1992>

名称

## 【岩美町】岩美町ふるさと人材確保支援奨励金(旧・ふるさと就職支援事業)

施策概要

地域雇用の活性化及び移住・定住を促進するため、新規学卒者又は移住定住者を正規雇用した中小企業者に対し、奨励金を交付します。

補助対象者	<p>新規学卒者又は移住定住者を正規雇用した中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で、次の(1)から(5)のいずれにも該当する者。</p> <p>[新規学卒者]…学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、大学、高等専門学校又は専修学校を卒業した日の属する月の翌月初日から1年を経過していない30歳未満の者</p> <p>[移住定住者]…岩美町に転入した日から6か月を経過していない者で、かつ転入する直前2年の間に岩美町に住民登録されたことのない65歳未満の者</p> <p>(1)町内に事業所(事務所、店舗、工場)を設置していること。</p> <p>(2)雇用保険の適用事業主であること。</p> <p>(3)次のア～キの条件を全て満たす労働者(対象労働者)を正規雇用していること。</p> <p>ア 雇用日の前日時点で新規学卒者又は移住定住者に該当する者</p> <p>イ 雇用日までに町内に住民登録があり、引き続き町内に住所を有する者</p> <p>ウ 雇用保険の一般被保険者として6か月以上雇用される者であって、かつ町内の事業所に勤務する者</p> <p>エ 卒業又は転入後、初めて町内の事業所に正規雇用された者</p> <p>オ 代表者の2親等以内の親族でない者</p> <p>カ 派遣労働者及び帰国が前提となる在留資格の外国人労働者でない者</p> <p>キ 過去に本補助金の対象となった労働者でない者</p> <p>(4)対象労働者の雇用日前後6か月の間に、事業者の都合による離職者がいないこと。</p> <p>(5)町税及び公共料金を滞納していないこと。等</p>
奨励金額	対象労働者1人につき20万円(1回限り)。ただし、同一補助事業者に対する交付は、通算して対象労働者10人を上限とする。
申請方法	①対象雇用者の雇用日から2か月を経過する日までに、対象労働者雇用届出書(様式第1号)に必要書類を添付して提出 ②対象雇用者の雇用日から6か月を経過した後、交付申請兼請求書(様式第1号)に必要書類を添付して提出

問合せ先

岩美町 商工観光課  
TEL:0857-73-1416  
FAX:0857-73-1524

詳しくはこちら

<https://www.iwami.gr.jp/1992.htm>

名称

## 【岩美町】岩美町企業立地促進補助金

施策概要

町内での企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図るため、工場、事業所、研究所、研修所又は機械設備(以下「工場等」という。)を新設又は増設する企業を支援します。

1件あたりの投資額及び増加した町内在住常用雇用者数の規模に応じて算出し限度額以内で補助。

区分		町外企業		町内企業		
要件	投資額 ※投下固定資産額 +賃借料(5年分)	1億円超	3,000万円超	3,000万円超	1,000万円超	
	増加した町内在住 常用雇用者数	3人以上	1人以上	1人以上	1人以上	
投資 補助	補助率	投下固定資産額	5%	5%	10%	10%
		賃借料(初年度)	25%	25%	25%	25%
	限度額	1,000万円	500万円	1,000万円	300万円	
雇用 補助	補助金 額	正規雇用	50万円×人数			
		正規雇用でない常 用雇用	25万円×人数			
	限度額	500万円				
合計補助限度額		1,500万円	1,000万円	1,500万円	800万円	

※投下固定資産額  
 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得に要する費用の額と工場等の新設又は増設に必要な費用の額との合計額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額

問合せ先

岩美町 商工観光課  
 TEL:0857-73-1416  
 FAX:0857-73-1524

詳しくはこちら

<https://www.iwami.gr.jp/item/6721.htm>

名称

## 【岩美町】岩美町地場産品創出支援事業補助金

施策概要

ふるさと納税を活用した地域産業の振興及び町内経済の活性化を図るため、クラウドファンディング型ふるさと納税(CF)を財源として、地場産品の新規開発又は生産拡大(新規開発等)に取り組む事業者を支援します。

	内 容
対象事業者	(1)町内に本社、工場又は事業所を有する法人 (2)町内に住所を有する個人 (3)その他地場産品の生産及び製造を行う団体で町長が適当と認める者
補助対象事業	地場産品の新規開発等に係る取組として町長の認定を受けた事業であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。 (1)新規開発等を行う地場産品が総務省告示第5条第2号又は第3号に該当するものであること(いわゆる「加工品」が対象) (2)前項の地場産品が岩美町のふるさと納税返礼品として登録される見込みがあること (3)当該地場産品の新規開発等を使用とするCFにより寄附を募集するもので、CFの寄附者に対し返礼品を確実に送付できるものであること (4)原則として年度内に完了するものであること (5)町が交付する他の補助金の交付対象となっていないこと
補助対象経費	補助対象経費は、地場産品の新規開発等又は製造に直接必要となる経費(消費税及び地方消費税相当額は除く。) (1)工場、作業場等の建物取得に係る経費 (2)建物付帯設備の整備又は取得に係る経費 (3)製造及び生産装置の購入及び設置に係る経費 (4)商品開発費、試験研究費及び委託費 (5)パッケージ及びデザイン制作費 (6)その他町長が必要と認める経費 ※ただし、国、県その他の団体から当該経費に充てるための補助金、負担金等がある場合は、その額を控除する。
補助率	補助対象経費の10/10以内(千円未満の端数は切り捨て)
補助上限	上限額は、CFにより集まった寄附額に4/10を乗じて得た額と10,000千円のいずれか低い額

※令和8年3月18日時点の内容であり、今後変更になる可能性がある。

問合せ先

岩美町 商工観光課  
TEL:0857-73-1416  
FAX:0857-73-1524

詳しくはこちら

※準備ができ次第HPIに掲載します。

名称

## 【岩美町】岩美町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

施策概要

事業者の利子負担の軽減と経営の安定を図るため、マル経融資に係る利子支払い額の一部を補助金として交付します。

補助対象者	日本政策金融公庫からマル経融資を受けた事業者で、次のいずれにも該当する者。 (1)町内に住所を有する小規模事業者 (2)町に納税義務があり、かつ、その町税等を完納している者(法人にあつては代表者を含む。)
補助対象経費	毎年1月1日から12月31日までに日本政策金融公庫に支払ったマル経融資の利子額。 ただし、利子補給最終月において、休日等により支払日が翌月になる場合は、翌月1回に限り利子を補給する。
補助金額	マル経融資の利子額(延滞に係るものを除く。)の2分の1以内。 2年次以降も同様とする。
補助対象期間	初回利子支払月から起算して3年を経過する月までとする。
申込方法	利子支払月の属する年の翌年3月末日までに、岩美町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書に必要書類を添付し、岩美町へ提出する。

問合せ先

岩美町 商工観光課  
TEL:0857-73-1416  
FAX:0857-73-1524

(詳細は岩美町例規集に掲載)

詳しくはこちら

[http://www.iwami.gr.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/m007RG00000626.html](http://www.iwami.gr.jp/reiki_int/reiki_honbun/m007RG00000626.html)

名称

## 【岩美町】岩美町工場等設置奨励条例

施策概要

岩美町の産業並びに観光の振興発展を図るため町内に工場又は観光施設を新設するものに対し、奨励金を交付し、又、その他の援助を行います。

### 交付申請の必要書類

奨励金の交付を受けようとするものは、事業開始の日から1か月以内に次の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 工場等の所在地
- (2) 主たる事務所又は営業所の所在地
- (3) 事業主体の名称(法人は定款及び登記簿本添付のこと)及びその代表者
- (4) 事業計画の概要及び事業種目
- (5) 設備資金額
- (6) 常時使用する従業員数
- (7) 事業用土地建物の面積及び償却資産の種目数量
- (8) 事業開始の年月日

### 奨励金概要

- 奨励金の額: 当該工場等に使用する固定資産に対して賦課された固定資産税の額を限度とし、定める。
- 交付の期間: 奨励金は、事業開始後3か年を限度とする。
- 交付の時期: 奨励金交付の時期は、固定資産税の納期とする。

問合せ先

岩美町 商工観光課  
TEL:0857-73-1416  
FAX:0857-73-1524

(詳細は岩美町例規集に掲載)

詳しくはこちら

[https://www.iwami.gr.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/m007RG00000405.html](https://www.iwami.gr.jp/reiki_int/reiki_honbun/m007RG00000405.html)

名称

## 【岩美町】岩美町過疎地域における固定資産税の課税免除

施策概要

新增設した家屋、償却資産、当該家屋の敷地である土地に係る固定資産税の課税免除を行います。

### 課税免除対象

家屋、償却資産、当該家屋の敷地である土地に係る固定資産税を免除する。

土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限る。

### 課税免除期間

新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分。

事業者の規模 (資本金)		5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象		機械・装置、建物・附属設備の 新增設、製作、改修等に 係る取得	機械・装置、建物・附属設備の 新增設に係る取得	
取得 価格	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等 販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		

問合せ先

岩美町 税務課  
TEL:0857-73-1413  
FAX:0857-73-1583

(詳細は岩美町例規集に掲載)

詳しくはこちら

[http://www.iwami.gr.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/m007RG00000600.html](http://www.iwami.gr.jp/reiki_int/reiki_honbun/m007RG00000600.html)

名称

## 【八頭町】「出る杭を伸ばす」事業者応援補助金

施策概要

町内において販路開拓・経営多角化等の新事業展開、起業創業、事業承継の新たな取組に要する経費の一部を補助します。

### 【補助対象事業】

- ① 新事業展開型  
(市場調査、新商品開発、販路開拓、多角化・新事業展開等)
- ② 起業創業型
- ③ 事業承継型
- ④ 郡家駅前活性化型
- ⑤ 展示会等出展支援型

### 【補助率・上限】

補助率 2分の1

上限 ①20万円、②③④50万円、⑤10万円

### 【補助期間】

年度内限り

問合せ先

八頭町 産業観光課 商工観光室  
TEL:0858-72-0144  
FAX:0858-73-0290

詳しくはこちら

<https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/18/1487.html>

名称

## 【八頭町】八頭町企業立地促進条例

施策概要

町内に工場又は事業所を新設又は増設しようとする企業に対し奨励金の交付を行います。

以下の奨励金を最初の交付決定を受けた日の属する年度から3年を限度に交付する

要件		奨励金の年額	
		投下固定資産等に係る額	固定資産税に係る額
(1)	投下固定資産額が500万円を超え、かつ新規常用雇用者数(空き公共施設等への立地の場合は、2名以上の新規常用雇用者を含む新規短時間労働者との合計)が3人以上9人以下のもの	100万円	投下固定資産に係る固定資産税相当額× $1/2$ の額
(2)	投下固定資産額が500万円を超え、かつ新規常用雇用者数(空き公共施設等への立地の場合は、2名以上の新規常用雇用者を含む新規短時間労働者との合計)が10人以上のもの	新規常用雇用者数が10人目から1人につき10万円を乗じて得た額に100万円を加算した額とし、限度額は200万円とする。	
(3)	(1)又は(2)を満たし、かつ投下固定資産額が1億円を超えるもの	(1)又は(2)の額に加えて、投下固定資産額に100分の2を乗じて得た額を上限に、予算の範囲内で加算する。	

問合せ先

八頭町 産業観光課 商工観光室  
TEL:0858-72-0144  
FAX:0858-73-0290

詳しくはこちら

<https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/18/1486.html>

名称

## 【八頭町】過疎地域における固定資産税の課税免除

施策概要

産業振興促進区域内において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業等の用に供する設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税免除を行います。

### 対象者

産業振興促進地域内において条例で規定された家屋又は償却資産、および当該家屋の敷地である土地を取得等した者

### 課税免除条件

- ・対象業種：製造業、農林水産物等販売業、旅館業等
- ・対象となる設備の取得等（取得価格要件有）

### 課税免除期間

新たに固定資産税を課税することとなった年度から3年度

### 課税免除の届出

当該年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産税等について、次に掲げる事項を記載した届出書を1月31日までに八頭町長へ提出する。

- (1) 所有者の住所及び氏名又は名称
- (2) 固定資産の所在地及びその事業所名
- (3) 事業の種類
- (4) 家屋の種類、構造及び床面積並びに敷地の面積
- (5) 地方税法第383条の規定により町長に申告する償却資産申告書のうち、当該資産に係る部分の抄本
- (6) その他参考事項

問合せ先

八頭町 税務課  
TEL:0858-76-0204  
FAX:0858-73-0147

(詳細は八頭町例規集に掲載)

[https://public.joureikun.jp/yazu\\_town/reiki/act/110000209.html](https://public.joureikun.jp/yazu_town/reiki/act/110000209.html)

詳しくはこちら

<https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/18/1488.html>

名称

## 【若桜町】若桜町企業立地促進補助金

施策概要

若桜町内に工場又は事業所を新設又は増設する企業に対し補助金を交付します。

### 【補助対象者】

投下固定資産額が3,000万円以上(工場または事業所が町内であれば投下固定資産額が1,000万円以上)かつ新規常時雇用労働者数が2人以上の企業。

### 【補助金の額】

	投資額を積算基礎とする補助金額	増加した町内在住の新規常時雇用労働者数を基礎とする補助金額
町外企業	投下固定資産額に100分の3を乗じて得た額(300万円を限度とする。)	増加して半年以上勤務した常時雇用労働者数のうち、正規雇用者数に30万円を、正規雇用でない者の数に10万円を乗じて得た額(300万円を限度とする。)
町内企業	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額(100万円を限度とする。)	

### 【補助金の申込み】

当該工場等の建設計画が明らかになったとき、速やかに次に掲げる書面を添付のうえ、若桜町企業立地補助金補助対象企業指定申請書を町長に提出すること。

- (1) 工場等の概要を明らかにした書類及び図面
- (2) 定款及び登記事項証明書
- (3) 事業開始前の労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者名簿の写し(増設の場合に限る。)
- (4) 公共職業安定所が発行する照会区分が事業開始前の取得中及び事業開始予定日の前日から起算して6月前から指定申請日までの間の喪失済の事業所別被保険者台帳
- (5) その他町長が必要と認める書類

問合せ先

若桜町 経済産業課 観光商工室  
TEL:0858-71-1313  
FAX:0858-71-1312

(詳細は若桜町例規集に掲載)

[https://www.town.wakasa.tottori.jp/section/reiki\\_int/reiki\\_taikei/taikei\\_default.html](https://www.town.wakasa.tottori.jp/section/reiki_int/reiki_taikei/taikei_default.html)

詳しくはこちら

[https://www.town.wakasa.tottori.jp/section/reiki\\_int/reiki\\_honbun/m013RG00000563.html](https://www.town.wakasa.tottori.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/m013RG00000563.html)

名称

## 【若桜町】若桜町創業支援補助金

施策概要

若桜町において新たに創業・開業する者等に対し、その事業に要する経費の一部について補助金を交付します。(令和7年度中に改正予定)

### 【補助対象者】

次の各号の条件を満たす者

- (1) 個人の場合は、申請日において町内に住民登録があること。法人の場合は、実績報告書の提出日までに町内に法人を設立していること。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 他から同一事業に対する助成を受けていないこと。
- (4) 小規模事業者(中小企業信用保険の対象となる者で、常時使用する従業員の数が20人以下(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人以下)の法人又は個人)であること。
- (5) 創業の日以後、5年以上経営継続の見込みのあること。
- (6) 若桜町商工会員又は商工会に加入を行うこと。

### 【補助対象経費】

事業所の開設費および改修費、設備費、広告宣伝費、專業専用備品購入費

### 【補助金の額】

10/10以内(上限100万円)

### 【補助金の申込み】

着手前に申請書(様式第1号)に次に掲げる必要書類を添えて町長へ提出する。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業(変更)計画書
- (3) 町税の滞納がないことが分かる証明書
- (4) 補助対象経費に係る見積書
- (5) 誓約書
- (6) 若桜町商工会からの意見書
- (7) 賃貸借契約書等の写し及び家屋所有者の改修承諾書(申請者が補助対象物件の所有者でない場合)
- (8) 他の補助制度の申込みに係る書類の写し(他の補助金の交付を受けている場合)
- (9) その他町長が必要と認めたもの

問合せ先

若桜町 経済産業課 観光商工室  
TEL:0858-71-1313  
FAX:0858-71-1312

(詳細は若桜町例規集に掲載)

[https://www.town.wakasa.tottori.jp/section/reiki\\_int/reiki\\_taikei/taikei\\_default.html](https://www.town.wakasa.tottori.jp/section/reiki_int/reiki_taikei/taikei_default.html)

詳しくはこちら

<https://www.town.wakasa.tottori.jp/soshikikarasagasu/keizaisangyoka/1/8/index.html>

名称

## 【若桜町】若桜町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

施策概要

マル経融資等を借り入れた町内小規模事業者の当該融資にかかる利子に対し、その一部を補助金として交付します。

### 【補助対象者】

町内に住所又は事業所を有する事業者で、平成31年4月1日から令和10年3月31日までにマル経融資等を申し込み、かつ融資を受け、交付申請時において町税等を完納している者。

### 【補助対象経費】

平成31年4月1日から令和13年3月31日までの期間に納付した利子額。

### 【補助対象期間】

前条の期間内で、利子が発生した時から3年間を上限。

### 【補助金の額】

借受人が3月1日から翌年2月末日までに株式会社日本政策金融公庫に納付した利子額(延係るものを除く。)の2分の1以内とし、2年次以降も同様。

### 【補助金の申込み】

当該年度の3月末日までに、若桜町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる必要書類を添えて若桜町商工会を經由し町長へ提出する。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 町税等納付状況調査に関する同意書
- (4) 当該融資等に係る利子の分かるもの及び支払いが確認できるものの写し

問合せ先

若桜町 経済産業課 観光商工室  
TEL:0858-71-1313  
FAX:0858-71-1312

(詳細は若桜町例規集に掲載)

[https://www.town.wakasa.tottori.jp/section/reiki\\_int/reiki\\_taikei/taikei\\_default.html](https://www.town.wakasa.tottori.jp/section/reiki_int/reiki_taikei/taikei_default.html)

詳しくはこちら

[https://www.town.wakasa.tottori.jp/section/reiki\\_int/reiki\\_honbun/m013RG00000563.html](https://www.town.wakasa.tottori.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/m013RG00000563.html)

過疎地域の持続的発展に資する産業振興の促進のため、対象事業の用に直接供する特別償却設備である家屋及び償却資産（構築物・機械及び装置）並びに当該家屋の土地に係る固定資産税の課税免除を行います。

## 課税免除条件

- ・対象者  
過疎地域内のうち、若桜町過疎地域持続的発展計画に記載される産業振興促進区域内において、振興すべき業種として定められた事業の用に供する一定規模以上の設備を取得した者
- ・対象業種  
製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等
- ・機械及び装置並びに建物の取得価格の合計が2,700万円を超えるもの。
- ・取得価額（一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額。圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額。取得価格に土地は含まない。）

対象業種	資本金規模等		
	5,000万円以下	5,000万円超～	1億円超～
製造業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上※
旅館業		※	※
農林水産物等販売業		500万円以上※	
情報サービス業等			

※新設、増設のみ

※取得価格に土地代は含まない

- ・取得期間  
令和3年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得した資産に限る
- ・課税免除期間  
新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分

## 課税免除の届出

当該年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産等について、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を1月31日までに若桜町長に提出すること。

- (1) 固定資産税の課税免除申請書
- (2) 土地、家屋又は償却資産の取得価格及び取得年月日を証する書類(写し可)
- (3) 建築工事請負契約書の写し
- (4) 家屋平面図及び償却資産の配置図
- (5) 履歴事項全部証明書(法人のみ)
- (6) 所得税法又は法人税法の規定による確定申告書の写し(減価償却資産の明細等を含む)
- (7) 事業所の経歴及び事業の内容を示した書類(会社の経歴書、パンフレット等)
- (8) 取得した設備の内容がわかるもの
- (9) その他参考となる書類

※特別償却を行っていない場合はその理由書も提出してください。

若桜町 税務課  
TEL:0858-82-2234  
FAX:0858-82-0134

<https://www.town.wakasa.tottori.jp/soshikikarasagasu/zeimuka/3/1/1806.html>

## ◎新規常時雇用労働者有りの場合

投下固定資産額及び新規常用雇用者数の規模	補助金の額	
	投資額を積算基礎とする補助金額	増加した町内在住の新規常時雇用労働者数を基礎とする補助金額
(1) 投下固定資産額が2億円を超え、かつ、新規常時雇用労働者数が5人以上のもの	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額とし、投下固定資産額が3億円を超えるときは、3億円とする。	増加して半年以上勤務した常時雇用労働者数のうち、正規雇用者数に50万円を、正規雇用でない者の数に25万円を乗じて得た額(500万円を限度とする。)
(2) 投下固定資産額が5,000万円を超え、かつ、新規常時雇用労働者数が2人以上のもので(1)に該当するものを除く。	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額とし、投下固定資産額が1億円を超えるときは、1億円とする。	
(3) 投下固定資産額が3,000万円を超え、かつ、新規常時雇用労働者数が1人以上のもので(1)から(2)までに該当するものを除き、常時雇用労働者数30人未満の企業に限る。	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額とし、投下固定資産額が3,000万円を超えるときは、3,000万円とする。	
(4) 町内の企業にあつては、投下固定資産額が300万円を超え、かつ、新規常時雇用労働者数が1人以上で、町長が認めた場合で(1)から(3)までに該当するものを除く。	投下固定資産額に100分の50を乗じて得た額を上限とする。	

## ◎新規常時雇用労働者有りの場合

投下固定資産額	補助金の額
(1) 投下固定資産額が2億円を超え、かつ、新規常時雇用労働者数が5人以上のもの	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額とし、投下固定資産額が3億円を超えるときは、3億円とする。
(2) 投下固定資産額が5,000万円を超え、かつ、新規常時雇用労働者数が2人以上のもので(1)に該当するものを除く。	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額とし、投下固定資産額が1億円を超えるときは、1億円とする。
(3) 投下固定資産額が3,000万円を超え、かつ、新規常時雇用労働者数が1人以上のもので(1)から(2)までに該当するものを除き、常時雇用労働者数30人未満の企業に限る。	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額とし、投下固定資産額が3,000万円を超えるときは、3,000万円とする。
(4) 町内の企業にあつては、投下固定資産額が300万円を超え、かつ、新規常時雇用労働者数が1人以上で、町長が認めた場合で(1)から(3)までに該当するものを除く。	投下固定資産額に100分の50を乗じて得た額を上限とする。

名称

## 【智頭町】智頭町中小企業信用保証料補助金

施策概要

鳥取県信用保証協会に支払った信用保証料に対し、補助金を交付します。

補助対象経費	鳥取県信用保証協会に支払った信用保証料
補助率	2分の1
助成額	上限：50,000円（※100円未満の端数があるときは切り捨て）
申請	同一補助対象者による補助金の申請は、同一年度内に1回を限度とする。
申込窓口	智頭町役場

問合せ先

智頭町 企画課  
TEL:0858-75-4112

詳しくはこちら

<http://www1.town.chizu.tottori.jp/>

名称

## 【智頭町】智頭町過疎地域における固定資産税の課税免除

施策概要

過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業(下宿営業を除く)の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除を行います。

### 課税免除条件(土地)

取得日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設の着手があったもの

### 課税免除期間

新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分

### 課税免除の届出

当該年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産税等について、(1)～(5)を1月31日までに智頭町長に提出すること

- (1)住所及び氏名又は名称
- (2)課税免除対象固定資産の所在地及びその事業所名
- (3)事業の種類及び製品名
- (4)事業計画
- (5)その他参考となるべき事項

問合せ先

智頭町 企画課  
TEL:0858-75-4112

詳しくはこちら

<https://www1.town.chizu.tottori.jp/chizu/zeimu/zeikin/kotei/01/>

名称

## 【湯梨浜町】企業立地事業補助金

施策概要

湯梨浜町内で新たに事業を開始する事業者や規模拡大を行う事業者の工場・事業所等の新設・増設または移設する際の設備投資に係る費用の一部を支援するため、補助金を交付します。

### ■対象業種

製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、自然科学研究所、デザイン業、機械設計業、職員教育施設・支援業、本町の経済の活性化に寄与するものとして町長が認める業種

### ■補助要件

- 1.投資額 3,000万円以上(固定資産への投資額及び5年間分の賃借料の計)
- 2.雇用(次のいずれかを満たすこと)
  - (1)雇用者数増 3人以上純増(雇用保険の一般被保険者、週の所定労働時間が30時間以上、県内在住者)
  - (2)付加価値増 雇用維持+付加価値額の伸び率が年4%以上  
※付加価値＝営業利益+人件費+減価償却費

### ■補助金額および補助率

補助上限額 下記の1～4の合計 最大5,000万円

- 1.固定資産取得費用の補助  
補助率10%(工場等の新設、規模拡大を目的とした増設または移設事業のため、土地・家屋・償却資産の取得に要する費用)
- 2.初年度リース・賃借料の補助  
補助率25%(契約期間5年以上のもの)
- 3.少額資産取得費用の補助  
補助率10%(20万円未満の資産)
- 4.人材確保費用の補助  
補助率25%(1人あたり15万円、合計45万円が上限)

### ■お手続き

事業計画提出・認定→事業着手→完了→交付申請・決定→補助金交付  
お気軽にご相談ください。

問合せ先

湯梨浜町 産業振興課  
TEL:0858-35-5383  
FAX:0858-35-5376

詳しくはこちら

<https://www.yurihama.jp/soshiki/10/1775.html>

## 名称

# 【湯梨浜町】企業立地促進奨励金

## 施策概要

湯梨浜町内に施設を新設する事業者に対して、新たに賦課された固定資産税の3カ年分の額を奨励金として交付します。

### ■対象者

- ①町内で施設を新設するための投資額(以下「投資額」という。)が、3,000万円以上の町外の事業者または1,000万円以上の町内の事業者
- ②町税及び公共料金を滞納していないもの

### ■奨励金の額

次のとおり新規常用雇用者数(「以下「雇用者数」という。)に応じて異なります。いずれも限度額は1年度につき1,000万円です。

- ①投資額が3,000万円以上で、雇用者数が10人以上＝固定資産税の額内
- ②投資額が3,000万円以上で、雇用者数が4人以上9人以下＝固定資産税の額に3分の2の割合を乗じた額内
- ③投資額が3,000万円以上＝固定資産税の額に2分の1の割合を乗じた額内
- ④申請日以前から町内に住所を有し、投資額が1,000万円以上で、新規常雇用者数が1人以上＝新たに賦課された固定資産税の額内
- ⑤申請日以前から町内の住所を有し、投資額が1,000万円以上＝固定資産税の額に2分の1の割合を乗じた額内

### ■お手続き

1. 投資した施設などで事業を開始する前に、奨励金対象企業指定申請を行います。
2. 奨励金対象企業指定を受けます。
3. 投資した施設などでの事業開始後1カ月以内に、事業開始届を提出します。
4. 奨励金対象企業指定を受けた年度ごとに固定資産税の完納後、奨励金の交付申請を行います。
5. 奨励金の交付決定を受けます。
6. 奨励金の請求手続き後、支払いを行います。

## 問合せ先

湯梨浜町 産業振興課  
TEL:0858-35-5383  
FAX:0858-35-5376

## 詳しくはこちら

<https://www.yurihama.jp/soshiki/10/1775.html>

名称

## 【湯梨浜町】企業拡充奨励金

施策概要

事業規模を拡大する目的で施設を増設または移設する町内事業者に対して、新たに賦課される固定資産税の3カ年分の額を奨励金として交付します。

### ■対象者

- ①町内の事業者が事業規模を拡大する目的で施設を増設または移設のための投資額が1,000万円以上のもの(増設の場合は増設部分について適用)
- ②町税及び公共料金を滞納していないもの

### ■奨励金の額

施設を増設または移設のために投資し、新たに賦課された固定資産税の3カ年分の額以内。ただし、限度額は1年度につき1,000万円です。

### ■お手続き

1. 投資した施設などで事業を開始する前に、奨励金対象企業指定申請を行います。
2. 奨励金対象企業指定を受けます。
3. 投資した施設などでの事業開始後1カ月以内に、事業開始届を提出します。
4. 奨励金対象企業指定を受けた年度ごとに固定資産税の完納後、奨励金の交付申請を行います。
5. 奨励金の交付決定を受けます。
6. 奨励金の請求手続き後、支払いを行います。

問合せ先

湯梨浜町 産業振興課  
TEL:0858-35-5383  
FAX:0858-35-5376

詳しくはこちら

<https://www.yurihama.jp/soshiki/10/1775.html>

名称

## 【湯梨浜町】創業・販路開拓支援補助金

施策概要

町内での創業、新事業進出や販路開拓に要する経費の一部を支援する制度です。この制度を活用するためには、商工会などの認定経営革新等支援機関のサポートを受けながら事業計画を作成する必要があります。

### ■対象者

商工団体や金融機関などの認定経営革新等支援機関の指導を受けながら、創業や販路開拓などに取り組む事業者

### ■補助対象経費

採択された事業計画に基づき行う創業、新事業進出や販路開拓に要する次の経費。  
機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、設備処分費、委託費、外注費

### ■補助率・補助上限額

創業、新事業進出の場合は補助率1/2、補助上限額50万円  
販路開拓の場合は補助率1/2、補助上限額20万円  
※事業承継に伴う事業の場合は補助率2/3

問合せ先

湯梨浜町 産業振興課  
TEL:0858-35-5383  
FAX:0858-35-5376

詳しくはこちら

<https://www.yurihama.jp/soshiki/10/18862.html>

名称

## 【湯梨浜町】チャレンジショップ支援奨励金

施策概要

湯梨浜町の商工業の振興と活性化及び移住定住を目的に空き店舗等を活用し、地域に根ざした特色あるショップ開業者、起業家等を支援するため、町内の空き店舗等で新たにお店を開こうとする方を対象に空き店舗等へ入居する場合の賃借料(住居部分を含む)の一部を奨励金として交付します。

### ■対象者

- ①湯梨浜町内の空き店舗及び空き家(以下「空き店舗等」という)で小売業、サービス業、飲食業等を開業する方(風俗関連業種など一部該当しない業種があります)
- ②空き店舗等の所有者と同一世帯及び三親等以内の親族でない方
- ③町税及び公共料金を滞納していない方
- ④商工会など町内の公共的団体に加入している方

### ■補助対象業種

- ①小売業、サービス業、飲食業
- ②地元農産物及び海産物等直売所
- ③農産物及び海産物を使った加工所の製造・販売業
- ④地域の景観を生かした観光業
- ⑤鳥取県企業立地等事業助成条例(平成25年鳥取県条例第8号)第2条第2号イからエ及びカに掲げる事業及び第3号掲げる事業
- ⑥その他、本町の特色を生かした事業

### ■補助対象経費

店舗及び住居部分の賃借料を最長1年間(町有施設への出店の場合は最長2年間)

### ■補助率・補助上限額

1/2、月額5万円(町有施設への出店の場合は月額10万円)

問合せ先

湯梨浜町 産業振興課  
TEL:0858-35-5383  
FAX:0858-35-5376

詳しくはこちら

<https://www.yurihama.jp/soshiki/10/17880.html>

名称

## 【湯梨浜町】雇用促進奨励金

施策概要

湯梨浜町内に事業所を有する事業者が町内に住所を有する方を新たに正規の常用労働者として6カ月以上継続して雇用した場合に奨励金を交付します。

### ■対象者

奨励金の交付を受けることができる事業者は次のとおりです。

- ①町内に事業所(公的団体等は除く)を有すること
- ②雇用保険法の適用事業の事業者であること
- ③雇用促進計画認定の日から6月を超え、交付決定日においても継続雇用していること
- ④対象労働者雇用の日の6月前の日から交付決定日までの間において、他の常用労働者を事業者の都合により解雇していないこと
- ⑤町税、公共料金を滞納していないこと
- ⑥その他適正な雇用管理が行われていること 等

### ■奨励金交付対象労働者

- ①町内に住所を有する人
- ②雇用保険の被保険者
- ③個人事業者の場合、事業主の三親等以内の親族でない人
- ④次のいずれかに該当する人
  - シニア世代(55歳以上の人)
  - 子育て世代の女性(18歳までの子どもがいる女性)
  - 就職氷河期世代(昭和45年4月2日から昭和60年4月1日までの間に生まれた人)
  - 移住定住者(県外に1年以上居住していた人で、雇用の日時点で県外から本町に転入して6箇月を経過していない人)

### ■奨励金の額

雇用した新規雇用者1人あたり20万円

問合せ先

湯梨浜町 産業振興課  
TEL:0858-35-5383  
FAX:0858-35-5376

詳しくはこちら

<https://www.yurihama.jp/soshiki/10/1774.html>

## 名称

# 【湯梨浜町】小規模事業者経営改善資金(マル経融資) 利子補給補助金

## 施策概要

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)を借り入れた町内の小規模事業者の支払う利子の負担軽減を図るため、利子補給補助金を交付します。

### ■対象者

町内に住所を有する小規模事業者でマル経融資(小規模事業者経営改善資金)を受けている事業者

### ■補助対象

1月1日から12月31日までの期間に株式会社日本政策金融公庫に対し納付した事業資金利子。

### ■補助額

1月1日から12月31日までの期間に支払った利子額の2分の1以内。ただし、延滞に係る利子は除きます。

### ■申込方法

小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書に、小規模事業者経営改善資金利子払込証明書を添付し、提出してください。  
町税等の納付が確認できない場合、補助金を交付できません。

## 問合せ先

湯梨浜町 産業振興課  
TEL:0858-35-5383  
FAX:0858-35-5376

## 詳しくはこちら

<https://www.yurihama.jp/soshiki/10/1779.html>

名称

## 【湯梨浜町】中小企業小口融資利子補給補助金・小口融資保証料補助金

施策概要

小口融資に係る利子及び保証料を補助します。

### ■対象者

湯梨浜町中小企業小口融資を受けている事業者

### ■中小企業小口融資利子補給補助金

#### ○補助対象

1月1日から12月31日までの期間に金融機関に対し納付した事業資金利子。

#### ○補助額

1月1日から12月31日までの期間に支払った利子額の2分の1以内。ただし、延滞に係る利子は除きます。

#### ○申込方法

中小企業小口融資利子補給補助金交付申請書に、中小企業小口融資利子払込証明書を添付し、提出してください。

町税等の納付が確認できない場合、補助金を交付できません。

### ■中小企業小口融資保証料補助金

#### ○補助対象

1月1日から12月31日までの期間に鳥取県信用保証協会に納付した保証料。

#### ○補助額

1月1日から12月31日までの期間に支払った保証料の2分の1以内。

#### ○申込方法

中小企業小口融資保証料補助金交付申請書に、中小企業小口融資保証料払込証明書を添付し、提出してください。

町税等の納付が確認できない場合、補助金を交付できません。

問合せ先

湯梨浜町 産業振興課  
TEL:0858-35-5383  
FAX:0858-35-5376

詳しくはこちら

<https://www.yurihama.jp/soshiki/10/1778.html>

名称

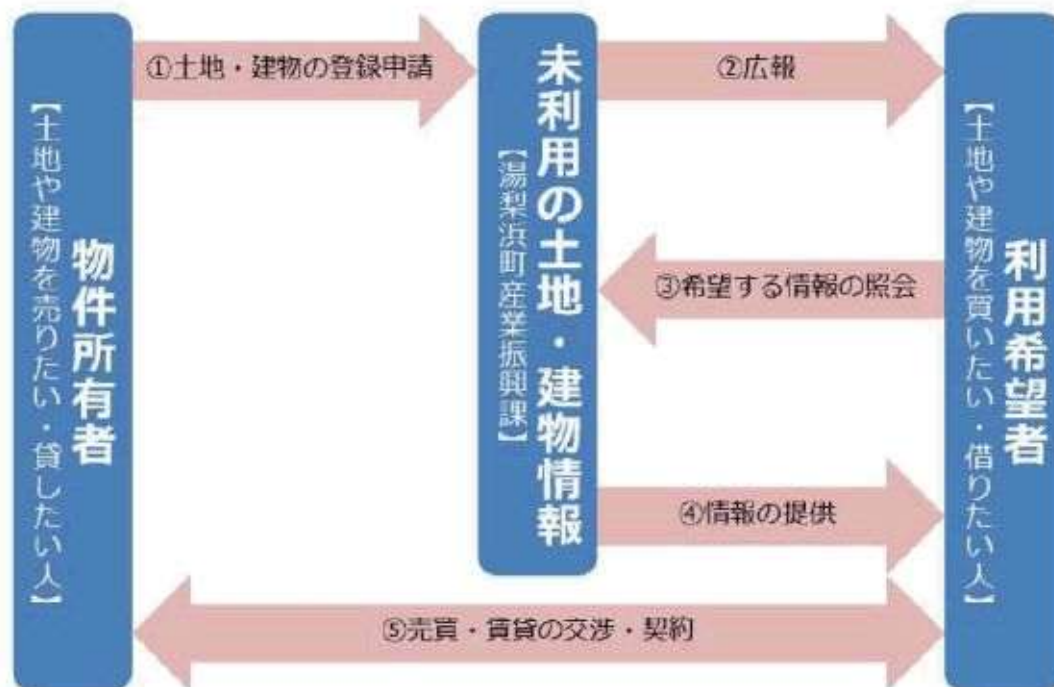
## 【湯梨浜町】未利用の土地・建物情報

施策概要

湯梨浜町内の未利用の土地、建物、倉庫などの情報を湯梨浜町ホームページで提供します。

湯梨浜町内の未利用の土地、建物、倉庫、店舗などの情報を湯梨浜町ホームページからご覧いただくことができます。ただし、町は情報提供するのみで、交渉及び契約には関与せず、一切の責任は負いません。

### 未利用の土地・建物の情報提供イメージ



問合せ先

湯梨浜町 産業振興課  
TEL:0858-35-5383  
FAX:0858-35-5376

(登録されている土地・建物の内容は「未利用の土地・建物のご紹介(企業誘致用土地・建物)」)

詳しくはこちら

<https://www.yurihama.jp/soshiki/10/1782.html>

## 名称

# 【三朝町】三朝町企業立地促進補助金

## 施策概要

三朝町内に事業所、工場及びその他の施設、又は設備の新設、増設、移設に係る費用の一部を支援します。

### ○補助対象者

次の全ての条件に該当するもの。

- ①町内の経済活性化のために町内で事業を実施する者
- ②投資額3,000万円を超える事業者
- ③対象事業を確実に実施できると認められる者により行われるもの

### ○補助金額

下記①②③の合計額 ※上限1,000万円

- ①投下固定資産額に10分の1を乗じて得た額
- ②初年度賃借料に4分の1を乗じて得た額
- ③常用雇用者が3人以上増加する場合の人材確保費用のうち、事業認定日から事業所等の事業開始までに発生した費用の額に4分の1を乗じて得た額。 ※上限45万円  
(※他の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等相当額を控除)

### ○申請方法

- ①対象事業開始前 事業認定の申請
- ②対象事業完了後 交付申請及び実績報告  
(事業認定のあった事業の完了の日から1年を経過する日までに提出)

## 問合せ先

三朝町 観光交流課  
TEL:0858-43-3514  
FAX:0858-43-0647

## 詳しくはこちら

<https://www.town.misasa.tottori.jp/315/319/374/1587/34274.html>

## ○補助対象者

三朝町内で創業する新規事業者のうち、次の全ての条件に該当するもの。

- ①三朝町商工会の会員又は特定創業支援事業者の認定を受けている者
- ②町税を滞納していない者
- ③1年以上事業を継続する者
- ④暴力団員ではないこと
- ⑤過去に本補助金、又は三朝町空き店舗等活用支援補助金、三朝町店舗改装等支援事業補助金若しくは三朝町企業立地促進補助金の交付を受けていない者
- ⑥税務署に対して個人事業の開業届出又は法人設立届出を行う者

## ○補助対象事業

- ①町の商工業の発展及び賑わいの創出が期待できる事業であること
- ②具体的な事業計画を有し、創業開始から1年以上の事業の継続が見込まれること
- ③毎月概ね20日以上営業すること
- ④開業に必要な資格を有するか、又は開業までに有する見込みがあること
- ⑤風俗営業を行う場合は、町長が不相当と認める業態のものでないこと
- ⑥金融関係事業でないこと
- ⑦以上の他、趣旨に照らして不相当と認められる事業でないこと

## ○補助対象経費

- ①新・増築工事費
  - ②内・外装工事費
  - ③設備工事費等
  - ④その他の工事費
    - ア 基礎、土台、柱、壁その他構造部分の耐震補強工事費
    - イ ①から③までに掲げる工事に関連して行う解体工事費
  - ⑤設備、備品購入費
  - ⑥土地、建物、車両、機器等の賃借料(ただし開業まで)
  - ⑦法人登記に要する経費
  - ⑧知的財産登録に要する経費
  - ⑨創業時のマーケティングに要する経費
  - ⑩技術指導受入れに要する経費
  - ⑪その他町長が必要と認める経費
- ※消耗品や店舗の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証金等は補助対象外経費

## ○補助金額

- ①新たに店舗を建設する場合 →補助対象経費の1/2 上限300万円
- ②物件を改修し、店舗とする場合 →補助対象経費の1/2 上限100万円
- ③既存の物件を改修せず店舗とする場合 →補助対象経費の1/2 上限50万円

## ○交付時期

- ①、②については、補助対象経費に係る工事完了後に交付決定額の2分の1以内の金額を支払い、創業開始から1年経過後に交付済額を差し引いた金額を支払う。

## ○申請方法

補助対象事業に着手しようとする1か月前までに申請書に必要書類を添えて提出

## 名称

# 【三朝町】三朝町新事業チャレンジ応援補助金

## 施策概要

新商品の開発や新事業分野への進出等、新たな取組みに挑戦する町内事業者を支援します。

- 補助対象者  
三朝町内で事業を営む者のうち、次の全ての条件に該当するもの。
  - ①町税を滞納していない者
  - ②交付決定を受けた日から1年以上の営業を継続する者
  - ③暴力団員ではないこと
  - ④過去に本補助金の交付を受けていない者
  - ⑤補助対象経費を同一とする他の補助金等の交付を受けていないこと
- 補助対象事業
  - ①新商品開発
  - ②新分野への進出
  - ③新サービスの提供
- 補助対象経費
  - ①店舗の新築及び増築工事費
  - ②外装工事費
  - ③内装工事費
  - ④設備工事費
  - ⑤その他の工事費
    - ア 基礎、土台、柱、壁その他構造部分の耐震補強工事費
    - イ ①から④までに掲げる工事に関連して行う解体工事費
  - ⑥店舗、車両、機器等の賃借料(敷金、礼金、保証金等は除く。)
  - ⑦設備、備品購入費(消耗品等は除く。)
  - ⑧事業開始時の広告宣伝に係る経費
  - ⑨その他町長が必要と認める経費
- 補助金額  
1/2(補助上限額:50万円)

## 問合せ先

三朝町 観光交流課  
TEL:0858-43-3514  
FAX:0858-43-0647

## 詳しくはこちら

<http://www.town.misasa.tottori.jp/315/319/374/1587/28347.html>

名称

## 【三朝町】三朝町店舗改装等支援事業補助金

施策概要

消費者の満足度向上及び美しい街並み景観形成を図り、地域産業等の振興に寄与することを目的に、消費者が安心・快適に利用できる観光施設や商業環境の整備を支援します。

### ○補助対象者

日本標準産業分類大分類における小売業、不動産業(駐車場業に限る。)、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業又は娯楽業に係る事業を町内の店舗等において現に営む中小企業、特定非営利活動法人若しくは個人又は当該店舗等の所有者で、次の全ての要件に該当する者。

- (1) 当該店舗等を毎月おおむね20日以上営業していること
- (2) 町税を滞納していないこと
- (3) 過去において三朝町空き店舗等活用支援補助金の交付を受けていないこと

### ○補助対象経費

主として来客のために利用する設備及び空間の整備に要する経費で、次に掲げる工事に要する経費の合計額。ただし、消費税、地方消費税及び三朝町福祉のまちづくり推進事業補助金の補助対象経費に該当するものについては補助対象経費から除く。

- ① 内外装工事(周囲の景観に配慮したデザインとするものに限る。)
- ② トイレ改修・新設
- ③ 器具設備・駐車場整備(器具設備整備は①又は②と併せて行う場合に限る。)

### ○補助金額

補助対象経費の2分の1(上限50万円)

### ○交付の条件

補助事業者は、町内の事業所への発注に努める。

問合せ先

三朝町 観光交流課  
TEL:0858-43-3514  
FAX:0858-43-0647

詳しくはこちら

<http://www.town.misasa.tottori.jp/315/319/374/1587/24848.html>

名称

## 【三朝町】三朝町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

施策概要

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)を借り入れた町内の小規模事業者の支払う利子の負担軽減を図ることにより、町内の小規模事業者の経営の安定及び発展を図るため、予算の範囲内で利子補給補助金を交付します。

○補助対象者

三朝町内に主たる店舗、工場又は事業所を有する三朝町商工会の推薦を受けた小規模事業者で、令和9年3月31日までの間にマル経融資を借り受け、町税を滞納していない者。

○補助金額

①本補助金の交付対象となる利子は、初めて借り受けた日から起算して3年以内のマル経融資資金(借換えに係るものを含む。)に係る利子額(現に納付したものに限り、遅延利息等を除く。)とし、本補助金の額は、当該利子額の2分の1以内とする。

②本補助金は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に返済した利子について当該年度に交付するものとする。

問合せ先

三朝町 観光交流課  
TEL:0858-43-3514  
FAX:0858-43-0647

詳しくはこちら

<https://www.town.misasa.tottori.jp/315/319/374/1587/36513.html>

名称

## 【北栄町】北栄町創業支援事業補助金

施策概要

北栄町内で創業を行おうとする個人又は法人に対して、初期投資にかかる経費の一部を支援します。

### ●対象者

町内で新規創業を行おうとする個人又は設立後1年未満の法人

### ●事業内容

#### (1)事業所開設支援事業

創業を目的とした事業所等の開設に係る投資や設備費の一部を支援します。

##### ①条件

- ・町内に事業所等を新設する者
- ・補助対象経費が50万円以上となる事業

##### ②金額等

- ・補助率1/2 上限:100万円

##### ③加算

- ・町内に住所を有する法人又は個人事業主からの購入や施工をした場合  
上限50万円(補助率1/2)を加算する

#### (2)経営支援事業

創業に必要な市場調査や販売促進など、経営安定化を図る経費の一部を支援します。

##### ①金額等

- ・補助率1/2 上限:50万円

#### (3)雇用促進事業

町内に住所を有する者を正規雇用した場合に、人件費の一部を支援します。

##### ①金額等

- ・町内者1名あたり30万円 上限90万円(3名)

問合せ先

北栄町 産業振興課 農商工推進室  
TEL:0858-37-3153  
FAX:0858-37-5339

詳しくはこちら

<https://www.e-hokuei.net/soshiki/8/1642.html>

名称

## 【北栄町】北栄町由良宿まちづくり活性化支援事業補助金

施策概要

北栄町由良宿地内の予め指定した地域で、飲食業・宿泊業・小売業を対象に創業を行おうとする個人又は法人に対して、初期投資にかかる経費の一部を支援します。

### ●対象者

町内で予め指定した地域で新規創業・第二創業・新規出店を行おうとする個人または法人

### ●事業内容

#### (1) 事業所開設支援事業

創業を目的とした事業所等の開設に係る投資や設備費の一部を支援します。

##### ①条件

- ・町内に事業所等の新設する者
- ・補助対象経費が50万円以上となる事業

##### ②金額等

- ・補助率1/2 上限:150万円

##### ③加算

- ・町内に住所を有する法人又は個人事業主からの購入や施工をした場合  
上限50万円(補助率1/2)を加算する

#### (2) 経営支援事業

創業に必要な市場調査や販売促進など、経営安定化を図る経費の一部を支援します

##### ①金額等

- ・補助率1/2 上限:50万円

#### (3) 雇用促進事業

町内に住所を有する者を正規雇用した場合に、人件費の一部を支援します。

##### ①金額等

- ・町内者1名あたり30万円 上限90万円(3名)

問合せ先

北栄町 産業振興課 農商工推進室  
TEL:0858-37-3153  
FAX:0858-37-5339

詳しくはこちら

<https://www.e-hokuei.net/soshiki/8/1643.html>

名称

## 【北栄町】北栄町小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金

施策概要

マル経融資及び生活衛生改善資金融資を受けた町内の小規模事業者の支払う利子の負担軽減を図るため、利子補給補助金を交付します。

### ●対象者

- (1)町内に住所または事業所を有する小規模事業者で株式会社日本政策金融公庫のマル経融資及び生活衛生改善資金融資を受けた者。
- (2)町税等を滞納していない者。

### ●補助金の額

借受人が当該年度の毎年1月1日から12月31日までに株式会社日本政策金融公庫に納付した利子額(借入金に対する利子に、新規借入金の借入金に占める割合を乗じて得た額をいう。)の2分の1以内(1円未満の端数を切り捨てた額)。ただし、延滞利息等は除く。

### ●補助対象期間

対象融資の利子が発生した時から3年間。

問合せ先

北栄町 産業振興課 農商工推進室  
TEL:0858-37-3153  
FAX:0858-37-5339

詳しくはこちら

<https://www.e-hokuei.net/soshiki/8/1640.html>

名称

## 【北栄町】北栄町企業立地及び雇用促進条例

施策概要

北栄町内に工場又は事業所の新設又は増設を行おうとする事業者に対して、固定資産税相当額の奨励金と雇用が発生した場合に雇用促進の奨励金を支給します。

### ●対象者

町内に工場・事業所を新設又は増設を行おうとする事業者

### ●事業内容

#### (1)企業立地促進奨励金

以下の条件をすべて満たすこと。

- ①投下固定資産総額が300万円以上であること。
- ②環境保全について適切な措置が講じられるものであること。

#### (2)雇用促進奨励金

上記企業立地促進奨励金の支給に該当する場合で、新規常用雇用者(工場等の新設に伴い新たに雇用される労働者(臨時労働者及びパートタイム労働者を除く。))を6ヶ月以上雇用継続した場合、一人当たり30万円を支給する(上限600万円)。

- ①賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等を備え付け、町の要請により提出できる事業者であること。

問合せ先

北栄町 産業振興課 農商工推進室  
TEL:0858-37-3153  
FAX:0858-37-5339

詳しくはこちら

<https://www.e-hokuei.net/soshiki/8/1653.html>

名称

## 【琴浦町】琴浦町中小企業ステップアップ支援補助金

施策概要

新商品開発・販路開拓による収益の拡大、デジタル活用による業務効率化を推進し、事業者の持続的な発展のためのステップアップを支援します。

- 対象者  
町内に本社などの主たる事業所を有する中小企業者又は個人事業主、企業組合、協業組合、農業協同組合、漁業協同組合、NPO法人等
- 補助金額  
対象経費の1/2(上限 20万円)
- 対象事業と経費

補助対象事業	補助対象経費
新商品、新役務の開発・改良に関する事業 ※ただし、ふるさと納税返礼品の商品に係るもの	外注費・委託費
	広告宣伝費
販路開拓・拡大に関する事業	マーケティング戦略構築費
	出展催事に要する経費
	広告宣伝費
DX推進(IT導入)に関する事業	ホームページ、ECサイトの構築費
	ソフトウェアの導入費
	キャッシュレス決済導入費
	デジタル技術導入支援費

問合せ先

琴浦町 商工観光課  
TEL:0858-52-1713  
FAX:0858-52-1714

詳しくはこちら

<https://www.town.kotoura.tottori.jp>

名称

## 【琴浦町】琴浦でスタート！応援補助金

施策概要

新たに起業する個人、事業者及び町内にオフィスに移転する県外事業者に対し、その初期経費に係る費用の助成をします。また、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した資金調達の支援を行います。

### 【起業支援事業】

- 対象者  
次に掲げる要件のすべてに該当する者
  - ・町内で起業し、かつ、町内に住所を有する者（一般枠のみ）
  - ・琴浦町内に事業所を設置し、通年で事業を行う者
  - ・創業を予定している者又は創業の日から1年を経過していない者
  - ・特定創業支援等事業により支援を受けた者（一般枠のみ）
- 補助金額
  - 一般枠 対象経費の1/2（上限 50万円）
  - 政策枠 対象経費の1/2（上限100万円）
- 対象経費
  - ・土地及び建物の取得、建築、賃借、改修等に係る経費
  - ・設備の購入、賃借、改修、修繕等に係る経費
  - ・車両、工具又は備品等の購入及び賃借等に係る経費
  - ・事業開始時の広告宣伝に係る経費
  - ・コンサルティング経費
  - ・その他必要と認める経費

### 【ふるさと納税型クラウドファンディング】

- 対象者  
起業支援事業を活用する者
- 補助金上限  
クラウドファンディングで調達した資金内

### 【オフィス移転支援事業】

- 対象者  
県外事業者
- 補助金額  
対象経費の10/10（上限100万円）
- 対象経費
  - ・店舗取得、改修、設備購入、賃借、修繕に係る経費
  - ・備品等の購入及び賃借に係る経費
  - ・その他必要と認める経費

問合せ先

琴浦町 商工観光課  
TEL:0858-52-1713  
FAX:0858-52-1714

詳しくはこちら

<https://www.town.kotoura.tottori.jp>

名称

## 【琴浦町】琴浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金制度

施策概要

マル経融資を借り入れた町内の小規模事業者の支払う利子の負担軽減を図るため、利子補給補助金を交付します。

- 対象者  
次に掲げる要件のいずれも該当する者
  - ・町内に住所を有する小規模事業者で、マル経資金を受け、株式会社日本政策金融公庫に利子を納付した者
  - ・町に納税義務があり、かつ、その町税等を完納している者（法人にあっては代表者を含む。）
- 対象期間  
当該融資の償還が開始された日の属する月（利子発生月）から3年間を上限
- 利子補給金の額  
小規模事業者が各年の1月1日から12月31日までに株式会社日本政策金融公庫に納付した利子額（延滞に係るものは除く）の2分の1の額
- 交付申請  
必要な書類を添えて、琴浦町商工会（0858-52-2178）を経由し町へ提出

問合せ先

琴浦町 商工観光課  
TEL:0858-52-1713  
FAX:0858-52-1714

詳しくはこちら

[https://www1.g-reiki.net/kotoura/reiki\\_honbun/r040RG00000845.html](https://www1.g-reiki.net/kotoura/reiki_honbun/r040RG00000845.html)

名称

## 【琴浦町】過疎地域における事業用資産の取得に係る固定資産税の課税免除

施策概要

過疎地域持続的発展市町村計画であって町が定めるものに記載された産業振興促進区域において、対象業種の発展を促すため、固定資産税を課税免除します。

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎地域内の産業の振興を図るため、琴浦町過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、要件を満たした事業の用に供する設備の取得等をした場合は、対象資産に係る固定資産税について3年間の課税免除(全額)の適用を受けることができます。

○適用となる要件

- (1) 対象となる産業振興促進地域  
琴浦町全域
- (2) 対象者  
青色申告をする個人又は法人
- (3) 対象事業及び対象資産  
製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業(下宿営業を除く)の用に供する設備の取得等(※1)をした場合、当該取得した土地、家屋及び償却資産
- (4) 取得価額要件  
500万円以上から2,000万円以上(対象業種、資本金規模により要件が異なります。)
- (5) 取得時期  
令和8年1月2日以降に取得したもの(土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限ります。)
- (6) 申請期限  
令和9年3月31日

問合せ先

琴浦町 税務課  
TEL:0858-52-1702  
FAX:0858-49-0000

詳しくはこちら

<https://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2021091600021/>

名称

## 【琴浦町】琴浦町産業振興に係る固定資産税の減免措置

施策概要

企業誘致等により産業の振興、雇用の確保を図るため、町内に工場又は事業所を新設又は増設する者に対し、固定資産税の減免をします。

### ○対象者

次に掲げる要件にいずれも該当する工場等を新設又は増設したものについて適用する。ただし、増設の場合は、増設部分の施設とする。

- (1) 町経済の健全な発展と町民生活の福祉向上に寄与すると、町長が認めたもの
- (2) 固定資産投資額 3,000万円以上であること
- (3) 町に住民登録を有する新規常用雇用者数(臨時的職員は除く)が3人以上であること  
なお、新規常用雇用者とは、工場等を新設又は増設することに伴い雇い入れられた次に掲げる要件にいずれも該当するものとする。
  - ア 雇用期間の定めのない者
  - イ 雇用保険の被保険者である者
  - ウ 1週間の所定労働時間が30時間以上である者
- (4) 町商工会に加入している又は加入すること

### ○減免基準

事業開始した工場等に使用される固定資産(土地・家屋・償却資産)に対して新たに賦課された固定資産税の額を限度とする。ただし、年間固定資産税額1,400万円を全額減免の限度とし、これを超える場合は超えた部分の50%を加えた額を限度とする。

### ○減免期間

減免措置は、新たに賦課された年度から3年を限度とし減免措置する。

※その他の法令に基づいた税の軽減対象の固定資産税については、この減免措置の対象外となります。

問合せ先

琴浦町 税務課  
TEL:0858-52-1702  
FAX:0858-49-0000

詳しくはこちら

<https://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2019102100080/>

名称

## 【琴浦町】中小企業等経営強化法に基づく『先端設備等導入計画』認定者の固定資産税特例措置

施策概要

町の認定を受けた「先端設備等導入計画」の基で一定の条件を満たす設備を導入し、一定以上の要件を満たした場合、固定資産税の特例等を受けることができます。

「先端設備等導入計画」は中小企業等経営強化法において、措置された中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて、労働生産性の向上を図るための計画です。3～5年間の計画期間内に先端設備等を導入して、労働生産性を年平均3%以上向上させることを目標に策定します。

### ○認定要件

#### (1)対象者

中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する事業者

- ・製造業他、卸売業、小売業、サービス業、旅館業等
- ・ただし、資本金の額又は出資総額及び常時雇用する従業員の数に限りがある

#### (2)先端設備等の種類

・中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全て

#### (3)計画内容

- ・導入促進基本計画に適合するものであること
- ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- ・認定経営革新等支援機関において事前確認を行った計画であること

### ○固定資産税の特例措置

#### (1)対象者

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

#### (2)要件

- ・投資利益率5%以上
- ・雇用人給与等支給額1.5%以上の賃上げ表明

#### (3)対象設備(最低取得価格)

- ・機械装置(160万円以上)
- ・測定工具及び検査工具(30万円以上)
- ・器具備品(30万円以上)
- ・建物附属設備(60万円以上)

#### (4)特例措置(取得時期:令和7年4月1日～令和9年3月31日)

- ・賃上げ1.5%以上:減免期間3年間、1/2減免
- ・賃上げ3%以上:減免期間5年間、1/4減免

問合せ先

琴浦町 商工観光課  
TEL:0858-52-1713  
FAX:0858-52-1714

詳しくはこちら

<https://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2025021400040/>

## 名称

# 【琴浦町】地域総合整備資金（ふるさと融資）

## 施策概要

琴浦町が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、一般財団法人地域総合整備財団の支援を得て民間事業者等に無利子資金を融資します。

### ■対象事業

町が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業で、次の(1)～(3)すべてに該当するものであって、町長が適当と認めたもの。

- (1)公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- (2)貸付対象事業の営業開始に伴い、事業地域内において1人以上の新たな雇用の確保が見込まれているもの
- (3)用地取得契約後5年以内に貸付対象事業の営業開始が行われるもの

### ■貸付対象費用

- (1)設備の取得等に係る費用
- (2)試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用(人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利及びリース料)

### ■貸付額

貸付対象費用の総額から国庫補助金等の額を控除した額の60%以内(上限20～24億円)。  
詳しくは、下記の問い合わせ先までお問い合わせください。

### ■貸付利率

無利子

### ■償還期間

20年(5年以内の据置期間を含む。)以内

## 問合せ先

・琴浦町 商工観光課  
TEL:0858-52-1713  
FAX:0858-52-1714

・地域総合整備財団

## 詳しくはこちら

<https://www.furusato-zaidan.or.jp>

## 名称

# 【日吉津村】新規創業支援事業

## 施策概要

特定創業支援事業を修了し、村内で新たに創業する者を支援することにより、地域の商工振興を図ることを目的とした制度です。

### ○補助率

補助対象経費の1/2以内

### ○補助上限額

50万円(補助対象経費ベース100万円)を上限。

### ○補助対象経費

新規創業に要する以下の経費を対象とする。

- ・事業所等の開設に係る経費
- ・設備等の購入費
- ・創業に伴う広告宣伝費
- ・その他村長が必要と認める経費

## 問合せ先

日吉津村役場 総務課  
TEL:0859-27-5954

## 詳しくはこちら

詳細は電話でお問い合わせください。

名称

## 【日吉津村】日吉津村小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

施策概要

小規模事業者経営改善資金(マル経資金)を借り受けた小規模事業者(借受人)の負担軽減及び経営安定を図るため利子の一部を助成する制度です。

### ○補助率

借受人が公庫に納付した利子額の2分の1に相当する額(円未満の端数は切り捨て)  
(元本返済の遅延に係る利子は対象としない)

### ○対象期間

当該融資の償還が開始された日の属する月(利子補給開始月)の初日から起算して36月を限度とする。

### ○補助金の算定期間

- ① 利子補給開始月の属する年  
利子補給開始月から当該利子補給開始月の属する年の12月まで
- ② 利子補給開始月から起算して36月後に当たる月の属する年  
利子補給開始月から起算して36月後に当たる月の属する年の1月から当該利子補給開始月から起算して36月後に当たる月まで
- ③ ①及び②以外の年  
1月から12月まで

問合せ先

日吉津村役場 総務課  
TEL:0859-27-5954

詳しくはこちら

詳細は電話でお問い合わせください。

名称

## 【大山町】大山町空き施設活用創業等支援事業補助金

施策概要

大山町内の空き施設を改修して創業又は新規事業を開始し、空き施設の解消、地域の賑わいづくり及び雇用機会を創出する事業を行う者に対して支援することにより、商工業の活性化、地域コミュニティの再生を図ります。

(補助率)  
対象経費の2分の1

(補助金額)  
上限500万円

(補助対象経費)  
・事業開始に必要な費用  
施設改修費、設備導入費・備品購入費、広告宣伝費、FS調査費、  
商品開発費、技術指導費、外注費、研修費、知的財産権等関連経費

(備考)  
①事前協議書類の提出後内容の審査を行い、承諾の可否を決定します。  
②①の承諾を受けた者のみ申請書類を提出できます。書類の提出後、大山町空き施設活用創業等支援事業審査会にて審査を行い、採択事業を決定します。  
③補助金の交付を受けた翌年度から5年間、毎年度1回事業の状況を報告する義務があります。  
④5年以内に補助事業を受けて始めた事業の廃止等をした場合は補助金の返還を求める場合があります。

問合せ先

大山町 商工観光課  
TEL:0859-53-3110  
FAX:0859-53-3163

詳しくはこちら

[https://www.daisen.jp/reiki/reiki\\_honbun/r148RG00001190.html](https://www.daisen.jp/reiki/reiki_honbun/r148RG00001190.html)

名称

## 【南部町】南部町ビジネスチャレンジ応援補助金

施策概要

南部町の産業の活性化を図るため、南部町内で起業、新分野参入、新商品開発を行う方を支援するための補助金です。

起業、新分野参入、新商品開発を行う際に必要な経費の一部を補助します。

### 【補助対象者】

本補助金は以下の条件を満たす方が対象です。

1. 個人の場合、南部町の住民であること。  
法人の場合、南部町内に営業の本拠を有すること。
2. 町税等の滞納がないこと。
3. 商工会に事前の相談を行い、商工会からの確認または推薦を受けること。

### 【補助対象経費、補助率、補助金額】

支援する内容	補助対象経費	補助率	補助上限及び下限
起業支援	1 調査研究費 2 販路拡大に係る経費	1/2	上限額50万円 下限額 5万円
新分野参入支援	3 新商品の開発に係る経費 4 建物の建築及び改修費		上限額30万円 下限額 5万円
新商品開発支援	5 構築物の設置及び改修費 6 機械及び装置の購入費 7 工具・器具及び備品の購入費		

### 【その他】

補助を受けた方は、補助事業完了年度から3年間は、町へ経営状況報告を提出してください。

問合せ先

南部町 未来を創る課  
TEL:0859-66-3113  
FAX:0859-66-4426

詳しくはこちら

<https://www.town.nanbu.tottori.jp/admin/mirai/14/w163/>

名称

## 【伯耆町】伯耆町企業等立地促進奨励金

施策概要

伯耆町内において、工場等の新設及び増設を行う企業に対して、固定資産税の免除、立地奨励金、雇用促進奨励金、土地減額貸付及び埋蔵文化財発掘調査費補助金を交付します。

### ●企業等立地奨励金(限度額5千万円)

対象者	事業所を新設又は設備を増設する企業
操業形態	新規操業又は増設
交付要件	①土地を除く投資額1千万円以上 ②操業時(増設の場合は稼働時)に住民の新規常時雇用1人以上又は一定の要件を満たす事業者
優遇内容	(金額)固定資産税相当額の1/2 (交付期間)操業の翌年度から3年間

### ●雇用促進奨励金(上限10人)

対象者	土地を取得又は賃借した企業
操業形態	新規操業又は増設
交付要件	操業開始後3年目に、住民で6ヶ月以上勤務する新規常時雇用者が2人以上(増設は1人以上)
優遇内容	(金額)1人あたり50万円

### ●土地減額貸付

対象者	工業団地の土地を賃貸借して新規操業又は増設する企業		
	(A)	(B)	(C)
交付要件	①賃貸契約締結後2年以内に操業 ②分譲価格の3%相当の保証金の預託が必要 ③土地を除く投資額2千万円～1億円未満		
	③土地を除く投資額2千万円～1億円未満	③土地を除く投資額1億円～3億円未満	③土地を除く投資額3億円以上
優遇内容	(賃貸借料)分譲価格の3.5%	(賃貸借料)分譲価格の2.5%	(賃貸借料)5年間無償以降分譲価格の1.5%
	(貸付期間)10年以上20年未満(20年未満で契約のときは20年まで更新可)		

### ●埋蔵文化財発掘調査費補助金

対象者	伯耆町内で新設又は増設を行う企業
交付要件	①開発地域において埋蔵文化財発掘調査が必要となった場合 ②投下固定資産額3億円以上 ③補助金交付年度の翌年度の3年度以内に操業
優遇内容	発掘調査費全額負担 (ただし、投下固定資産額の3%相当額と2千万円のいずれか低い額を上限とする。)

### ●固定資産税の免除

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく課税免除	伯耆町全域
過疎地域自立促進特別措置法に基づく課税免除	溝口地域 (旧溝口町の地域)

※上記免除制度は各制度とも該当要件、対象期間が異なります。

### 特記事項

- 制度の適用を受けるためには、伯耆町の指定事業者指定される必要があります。
- 制度の適用は、1指定事業者につき、それぞれ1回限りです。
- 固定資産税免除制度は上記と異なる要件となります。

問合せ先

伯耆町 企画課 経営企画室  
TEL:0859-68-4212

詳しくはこちら

<https://www.houki-town.jp/new1/10/4/3/5/>

名称

## 【伯耆町】伯耆町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

施策概要

経営改善のため金融機関から融資の実行を受けた町内の小規模事業者に対し、事業者の負担軽減及び経営安定を図るため、利子補給補助金を交付します。

補助対象経費	金融機関から実行を受けた次に定める融資に係る利子額 (1)小規模事業者経営改善資金融資制度要綱(昭和48年中小企業庁第1154号)に基づき、伯耆町商工会から推薦を受け、日本政策金融公庫が行う融資 (2)生活衛生関係営業経営改善資金融資制度要綱(平成20年厚生労働省健康発第1001001号)に基づき、鳥取県生活衛生営業指導センターの推薦を受け、日本政策金融公庫が行う融資 (3)(1)及び(2)の融資に準じた利用目的で公庫以外の金融機関が行う融資について、町長が特に必要と認めるもの
補助対象期間	納付を開始した月から起算し36月を上限
補助内容	毎年1月1日から12月31日までに金融機関に納付した利子額(下記対象外のものを除く。)の2分の1以内 ※100円未満の端数は切り捨て
申込	当該年度中の最初の納付を行ったとき、伯耆町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金申請書(様式第1号)に必要書類を添えて伯耆町産業課商工観光室へ提出
備考	次に該当する場合は補助対象外とする (1)遅延に伴って生じた利子 (2)町が他の制度により利子補給を行うもの又は町の預託により利率が低減されている融資の利子 (3)当初借入れから3年以内に借り換えを行った融資の利子 (4)鳥取県中小企業小口融資実施要領第4条に定められる通常利率と保証利率の料金区分①の率を合計した率以上の利率の融資の利子

問合せ先

伯耆町 産業課 商工観光室  
TEL:0859-68-4211  
FAX:0859-68-3866

詳しくはこちら

<https://www.houki-town.jp/new1/10/6/2/n173r242e326y769a00/>

名称

## 【伯耆町】本気で頑張る産業支援事業（リノベーション事業補助金）

施策概要

新たに町内の空き家や空き店舗などを利用して、創業を目指す方に店舗改装等に係る経費の補助を行います。

補助対象事業	創業等のため、商工会などの支援機関又は金融機関の支援を受け、創業計画又は事業計画これらに類する計画書を作成し、創業等の事業者として認定を受けた者
補助内容	・補助率1／2以内 ・上限100万円
補助対象経費	創業等のための空家等の改築、改装に係る経費
備考	■提出書類 ・事業計画書(目標設定が必要)又は同様な項目のある企画書 ・その他町長が定める書類 ■補助事業完了時に目標達成状況がわかる書類を提出すること。

問合せ先

伯耆町 産業課 商工観光室  
TEL:0859-68-4211  
FAX:0859-68-3866

詳しくはこちら

<http://www.houki-town.jp/>

名称

## 【伯耆町】本気で頑張る産業支援事業（競争力強化支援事業補助金）

施策概要

商品・サービスの改良、パッケージデザイン等の開発、商品・サービスの信頼性や安全性の向上に寄与するソフト事業など競争力強化に要する経費の補助を行います。

補助対象事業	特産品等開発支援事業補助金の対象になり得る商品・サービスに関する改良・汎用化、特許又は各種認証取得、コンテスト参加、アフターサービス制度の創設、パッケージデザイン及びパッケージの開発、商品・サービスの信頼性や安全性の向上に寄与するソフト事業、その他競争力の強化に要する経費の一部を補助
補助内容	■補助率1/2以内 ■上限25万円 ■下限2万円
補助対象経費	商品・サービスの競争力強化に関係すると町長が認めた経費（食糧費を除く）
備考	■提出書類 ・事業計画書（目標設定が必要）又は同様な項目のある企画書 ・その他町長が定める書類 ■補助事業完了時に目標達成状況がわかる書類を提出すること。

問合せ先

伯耆町 産業課 商工観光室  
TEL:0859-68-4211  
FAX:0859-68-3866

詳しくはこちら

<https://www.houki-town.jp/new1/10/6/2/1/>

名称

## 【伯耆町】本気で頑張る産業支援事業（国・県等制度利用支援事業補助金）

施策概要

国・県等の公的機関の補助制度を利用して、起業・創業・新分野進出、商品開発、販路拡大、人材育成等を行う場合の経費を補助します。

補助対象事業	国・県等の公的機関の補助制度を利用して、起業・創業・新分野進出、商品開発、販路開拓、人材育成等を行う町内の事業者で、その内容が町の産業振興に寄与できると認められる場合に、事業者負担額の一部を補助 (県の例: 県内企業海外チャレンジ支援事業、ものづくり基盤人材育成強化事業、知的財産・ベンチャー発掘支援事業、やる気のある企業支援事業、SOHOビジネスサポート事業、建設業新分野進出事業、とっとりオリジナル加工品づくり支援事業、その他町長が認める補助金制度)
補助内容	■ 補助率1/2以内 ■ 上限50万円/年 ■ 下限5万円/年 ■ 事業期間は国・県等の制度に準ずる
補助対象経費	国・県等の補助金の対象となる経費
備考	■ 提出書類 ・ 国・県等へ提出した補助申請書類の写し及び補助事業として認定されたことが分かる書類の写し ・ 国・県等が交付した交付決定通知書、交付確定通知書の写し ・ その他町長が定める書類 ■ 次に該当する場合は補助対象外 ・ 国・県の補助率が70%以上の場合 ・ 補助対象事業者として町外の企業等が参加している場合

問合せ先

伯耆町 産業課 商工観光室  
TEL: 0859-68-4211  
FAX: 0859-68-3866

詳しくはこちら

<http://www.houki-town.jp/>

名称

## 【伯耆町】本気で頑張る産業支援事業（市場開拓支援事業補助金）

施策概要

展示会、商談会、イベント等への出店、大都市圏での広告宣伝、インターネット販売などの販路拡大に要する経費の補助を行います。

補助対象事業	特産品等開発支援事業補助金の対象になり得る商品・サービスに関する展示会・商談会・イベント等への出店、大都市圏での広告宣伝、海外への販路開拓、インターネット販売等新たな販売方法の確立など販路拡大に要する経費の一部を補助
補助内容	■補助率1/2以内 ■上限25万円/年 ■下限2万円/年
補助対象経費	商品・サービスの市場開拓に関係すると町長が認めた経費(食糧費を除く)
備考	■提出書類 ・事業計画書(目標設定が必要)又は同様な項目のある企画書 ・その他町長が定める書類 ■事業完了時に、目標達成時状況が分かる書類及び消費者やバイヤー等の商品に関する評価調査報告書を提出すること

問合せ先

伯耆町 産業課 商工観光室  
TEL:0859-68-4211  
FAX:0859-68-3866

詳しくはこちら

<http://www.houki-town.jp/>

名称

## 【伯耆町】本気で頑張る産業支援事業（人材育成支援事業補助金）

施策概要

研修講師招へい、先進地視察等人材育成に要する経費に補助します。

補助対象事業	研修講師招へい、先進地視察等人材育成に要する経費の一部
補助内容	■補助率1/2以内 ■上限5万円 ■下限1万円 ■最長2年度間支援
補助対象経費	研修講師招聘に係る経費、先進地視察等人材育成に関すると町長が認めた経費（食糧費除く）
備考	■提出書類 ・事業計画書（目標設定が必要）又は同様な項目のある企画書 ・その他町長が定める書類 ■補助事業完了時に目標達成状況がわかる書類を提出すること

問合せ先

伯耆町 産業課 商工観光室  
TEL:0859-68-4211  
FAX:0859-68-3866

詳しくはこちら

<https://www.houki-town.jp/new1/10/6/2/1/>

名称

## 【伯耆町】本気で頑張る産業支援事業（特産品等開発支援事業補助金）

施策概要

新たな技術を利用した商品・サービス、伯耆町特有の資源を利用した商品・サービス、伯耆町のイメージアップが期待される商品・サービス等の開発に要する経費の補助を行います。

補助対象事業	町内で生産・製造を予定する商品で 「他に類例のない独自の商品」 「新たな技術を利用した商品」 「既存のものよりも高機能又は高品質の商品」 「商品の主たる原材料が町内で生産されたものを使用した商品」 「町特有の資源を利用した商品」 「町のイメージアップや伯耆ブランドの確立に寄与することが期待される商品」 のいずれかに該当する商品の開発に要する経費の一部を補助 ※商品を、サービス又は技術と読み替えることも可 (市場開拓支援事業補助金、競争力強化支援事業補助金も同様)
補助内容	・補助率1/2以内 ・上限100万円/年 ・下限10万円/年 ・最長2年度間支援 (ただし2年度目は、初年度の目標を達成していること)
補助対象経費	商品・サービスの開発に関係すると町長が認めた経費(食糧費を除く) ※需用調査、テスト販売、パッケージデザイン等の経費は可
備考	■ 補助の決定に当っては次の提出書類と面談による審査を行う。 ・事業計画書(目標設定が必要)又は同様な項目のある企画書 ・過去2年間の経営状況が分かる書類 ・その他町長が定める書類 ■ 補助事業完了時に目標達成状況がわかる書類を提出すること。

問合せ先

伯耆町 産業課 商工観光室  
TEL:0859-68-4211  
FAX:0859-68-3866

詳しくはこちら

<https://www.houki-town.jp/new1/10/6/2/1/>

名称

## 【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業（起業・事業承継支援）

施策概要

日南町内において事業を営む又は営む予定の者で起業を予定する者に対し補助金を交付します。

対象業種（日本標準産業分類に準拠）

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	H 運輸業、郵便業	次の業種 43道路旅客運送業、44道路貨物運送業
6	I 卸売業、小売業	全ての業種
7	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
8	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
9	N 生活関連サービス業、娯楽業	80娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
10	O 教育、学習支援業	全ての業種
11	P 医療、福祉	全ての業種
12	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種 89自動車整備業、90機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
<p>○必須要件 起業・事業承継した事業経営を補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。</p> <p>○選択要件(1項目以上を選択) 1) 補助事業完了年度から起算して3年以内に、1名以上の新規常用従業員を雇用する。</p> <p>2) 起業・事業承継した事業において、補助事業完了年度から起算して3年以内に、交付を受けた補助金の額以上の売上金額を見込む。</p>	<p>1)調査研究費</p> <p>2)製品の販売拡大に係る経費</p> <p>3)建物の建築及び改修費</p> <p>4)構築物の設置及び改修費</p> <p>5)機械及び装置の購入費</p> <p>6)工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)</p>	左欄の補助対象経費の2分の1以内	2,000千円	100千円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日南町 地域づくり推進課  
TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

[https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo\\_sangyo/sangyoshinko/1937.html](https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo_sangyo/sangyoshinko/1937.html)

名称

# 【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業（異業種参入支援）

施策概要

日南町内において事業を営む又は営む予定の者で異業種参入する者に対し補助金を交付します。

対象業種（日本標準産業分類に準拠）

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	H 運輸業、郵便業	次の業種 43道路旅客運送業、44道路貨物運送業
6	I 卸売業、小売業	全ての業種
7	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
8	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
9	N 生活関連サービス業、娯楽業	80娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
10	O 教育、学習支援業	全ての業種
11	P 医療、福祉	全ての業種
12	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種 89自動車整備業、90機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
<p>○必須要件 参入した業種での事業経営を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。</p> <p>○選択要件(1項目以上を選択) 1) 補助事業完了年度から起算して3年以内に、1名以上の新規常用従業員を雇用する。</p> <p>2) 参入した業種において、補助事業完了年度から起算して3年以内に、交付を受けた補助金の額以上の売上金額を見込む。</p>	<p>1)調査研究費</p> <p>2)製品の販売拡大に係る経費</p> <p>3)建物の建築及び改修費</p> <p>4)構築物の設置及び改修費</p> <p>5)機械及び装置の購入費</p> <p>6)工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)</p>	左欄の補助対象経費の2分の1以内	500千円	100千円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日南町 地域づくり推進課  
TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

[https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo\\_sangyo/sangyoshinko/1937.html](https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo_sangyo/sangyoshinko/1937.html)

名称

## 【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業（新製品開発支援）

施策概要

日南町内において事業を営む又は営む予定の者で新製品を開発する者に対し補助金を交付します。

対象業種（日本標準産業分類に準拠）

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	H 運輸業、郵便業	次の業種 43道路旅客運送業、44道路貨物運送業
6	I 卸売業、小売業	全ての業種
7	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
8	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
9	N 生活関連サービス業、娯楽業	80娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
10	O 教育、学習支援業	全ての業種
11	P 医療、福祉	全ての業種
12	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種 89自動車整備業、90機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
<p>○必須要件</p> <p>1)開発した新製品の製造等を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。</p> <p>2)要綱第2条(6)エに該当する事業における提携先は、町内に事業拠点を置く事業者であること。</p> <p>○選択要件(1項目以上を選択)</p> <p>1) 補助事業完了年度から起算して3年以内に、1名以上の新規常用従業員を雇用する。</p> <p>2)当該新製品において、補助事業完了年度から起算して3年以内に、交付を受けた補助金の額以上の売上金額を見込む。</p>	<p>1)調査研究費</p> <p>2)製品の販売拡大に係る経費</p> <p>3)建物の建築及び改修費</p> <p>4)構築物の設置及び改修費</p> <p>5)機械及び装置の購入費</p> <p>6)工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)</p>	左欄の補助対象経費の2分の1以内	1,000千円	100千円	千円 (端数切捨て)

※要綱第2条(6)ア～ウに該当する事業に係る補助金の額 上限500千円  
要綱第2条(6)エに該当する事業に係る補助金の額 上限1,000千円

問合せ先

日南町 地域づくり推進課  
TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

[https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo\\_sangyo/sangyoshinko/1937.html](https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo_sangyo/sangyoshinko/1937.html)

名称

# 【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業（経営改善支援）

施策概要

日南町内において事業を営む又は営む予定の者で経営改善をする者に対し補助金を交付します。

対象業種（日本標準産業分類に準拠）

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	H 運輸業、郵便業	次の業種 43道路旅客運送業、44道路貨物運送業
6	I 卸売業、小売業	全ての業種
7	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
8	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
9	N 生活関連サービス業、娯楽業	80娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
10	O 教育、学習支援業	全ての業種
11	P 医療、福祉	全ての業種
12	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種 89自動車整備業、90機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
<p>○必須要件 現在の事業経営を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。</p> <p>○選択要件(1項目以上を選択) 1)補助事業完了年度から起算して3年以内に、交付を受けた補助金の額以上の売上金額の増加を見込む。</p> <p>2) 補助事業完了年度から起算して3年以内に、事業の経営形態を個人経営から法人経営に変更する。</p>	<p>1)調査研究費</p> <p>2)製品の販売拡大に係る経費</p> <p>3)建物の建築及び改修費</p> <p>4)構築物の設置及び改修費</p> <p>5)機械及び装置の購入費</p> <p>6)工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)</p>	<p>左欄の補助対象経費の2分の1以内</p>	<p>1,000千円</p> <p>※1)、2)は上限500千円</p>	<p>100千円</p>	<p>千円 (端数切捨て)</p>

問合せ先

日南町 地域づくり推進課  
TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

[https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo\\_sangyo/sangyoshinko/1937.html](https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo_sangyo/sangyoshinko/1937.html)

名称

## 【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業（事業承継経営強化支援）

施策概要

事業承継のためにかかった経費を補助金として交付します。

対象業種（日本標準産業分類に準拠）

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	H 運輸業、郵便業	次の業種 43道路旅客運送業、44道路貨物運送業
6	I 卸売業、小売業	全ての業種
7	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
8	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
9	N 生活関連サービス業、娯楽業	80娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
10	O 教育、学習支援業	全ての業種
11	P 医療、福祉	全ての業種
12	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種 89自動車整備業、90機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
○必須要件 鳥取県の「事業承継経営強化奨励金」の交付決定を受けていること。	事業承継を検討している町内中小企業が事業承継計画を策定したり、経営安定化・強化のために専門家コンサルタントを活用する経費。	左欄の補助対象経費の4分の1以内	100千円	20千円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日南町 地域づくり推進課  
TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

[https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo\\_sangyo/sangyoshinko/1937.html](https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo_sangyo/sangyoshinko/1937.html)

名称

## 【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業（法改正支援）

施策概要

日南町内において事業を営む又は営む予定の者で法律等が改正され、新たに規制等が制定されたために施設・設備の設置又は改修にかかった経費を補助金として交付します。

対象業種（日本標準産業分類に準拠）

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	H 運輸業、郵便業	次の業種 43道路旅客運送業、44道路貨物運送業
6	I 卸売業、小売業	全ての業種
7	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
8	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
9	N 生活関連サービス業、娯楽業	80娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
10	O 教育、学習支援業	全ての業種
11	P 医療、福祉	全ての業種
12	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種 89自動車整備業、90機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
○必須要件 1)新たに制定された規制等に対応するための資産の導入又は改修等を行う。 2)現在の事業経営を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。	1)調査研究費 2)製品の販売拡大に係る経費 3)建物の建築及び改修費 4)構築物の設置及び改修費 5)機械及び装置の購入費 6)工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)	左欄の補助対象経費の2分の1以内	500千円	20千円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日南町 地域づくり推進課  
TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

[https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo\\_sangyo/sangyoshinko/1937.html](https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo_sangyo/sangyoshinko/1937.html)

名称

## 【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業（副業・兼業人材活用支援）

施策概要

自社の抱える経営課題を「とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点」の支援を受け、専門知識を有する外部人材を活用し解決を図る事業者に必要な経費を支援します。

対象業種（日本標準産業分類に準拠）

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	H 運輸業、郵便業	次の業種 43道路旅客運送業、44道路貨物運送業
6	I 卸売業、小売業	全ての業種
7	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
8	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
9	N 生活関連サービス業、娯楽業	80娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
10	O 教育、学習支援業	全ての業種
11	P 医療、福祉	全ての業種
12	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種 89自動車整備業、90機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
○必須要件 1) 自社の抱える経営課題を「とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点」の支援を受け、専門知識を有する外部人材を活用し解決を図る事業者であり、3カ月以上雇用契約又は委託契約を締結すること。  2) 今後も継続して事業継続する意思のあるもの。	1) 「とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点」の支援を受け、専門知識を有する外部人材と雇用契約又は委託契約に係る費用。	左欄の補助対象経費の2分の1以内	300千円	7.5千円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日南町 地域づくり推進課  
TEL: 0859-82-1115

詳しくはこちら

[https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo\\_sangyo/sangyoshinko/1937.html](https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo_sangyo/sangyoshinko/1937.html)

名称

# 【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業（観光対策支援）

施策概要

観光客等を対象とした事業展開のために行う事業へ支援を行います。

対象者

下表に掲げる業種での事業を営む又は営む予定をする者で、次のいずれかに該当する者

- ①日南町内に事業拠点を置く事業者
- ②日南町内において補助事業実施年度の3月31日までに起業を予定する者

対象業種（日本標準産業分類に準拠）

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	H 運輸業、郵便業	次の業種 43道路旅客運送業、44道路貨物運送業
6	I 卸売業、小売業	全ての業種
7	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
8	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
9	N 生活関連サービス業、娯楽業	80娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
10	O 教育、学習支援業	全ての業種
11	P 医療、福祉	全ての業種
12	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種 89自動車整備業、90機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
○必須要件 1)現在の事業経営を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。 2)補助事業完了年度から起算して3年以内に、交付を受けた補助金の額以上の売上金額の増加を見込む。	1)調査研究費 2)製品の販売拡大に係る経費 3)建物の建築及び改修費 4)構築物の設置及び改修費 5)機械及び装置の購入費 6)工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)	左欄の補助対象経費の2分の1以内	500千円	100千円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日南町 地域づくり推進課  
TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

[https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo\\_sangyo/sangyoshinko/1937.html](https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo_sangyo/sangyoshinko/1937.html)

名称

## 【日南町】日南町小規模事業者経営改善資金利子補給金

施策概要

マル経融資を受けた町内の小規模事業者の支払う利子の負担軽減を図るため、利子補給補助金を交付します。

補助対象経費	平成29年4月1日以降に納付した利子額。
補助対象期間	前条の期間内で、利子が発生した時から3年間を上限。
補助金の額	当該年度の1月1日から12月31日までに金融機関に納付した利子額(延滞に係るものを除く)の2分の1以内。但し100円未満は切り捨て。
申込	当該年度の1月末日までに、日南町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書に必要書類を添えて日南町商工会を經由し提出する。

問合せ先

日南町 地域づくり推進課  
TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

<https://www.town.nichinan.lg.jp/index.html>

名称

【日南町】日南町企業立地奨励条例

施策概要

日南町内に工場又は事業所の新設又は増設等企業規模を拡大する者に対し奨励措置を行います。

区分	事業内容	奨励措置
第1 工場等の 新設又は 増設	(1) 製造業 投下資本額 5,000万円以上 常時雇用 3人以上 (2) 自然科学研究所 ソフトウェア業 デザイン業 機械設計業 研究開発型事業 その他本町における産業の振興が図られると町長が認めるもの 投下資本額 2,000万円以上 常時雇用 2人以上 (3) 増設による雇用拡大 上記(1)若しくは(2)に該当し、工場等の増設により1年以内に既存従業員数を50%又は3人以上増員する計画があること。	1) 新增設部分に係る固定資産税相当額の補助金交付又は同税免除 2) 期間:同税が最初に賦課された年度から3カ年間。ただし、町長が必要と認めた場合は2カ年以内の範囲で延長する。
第2 工場用住宅の新設	住宅に類する社有のもの	1) 住宅に係る固定資産税相当額の補助金交付又は同税免除 2) 期間:同税が最初に賦課された年度から5カ年間
第3 工場等の土地取得	表第1の事業内容に該当し、土地取得後3年以内に工場等の操業を開始するもの。 ただし、町内からの工場等の移転に伴う場合を除く。	取得した土地の購入価格の補助金の交付 ただし、土地購入価格の50%以内、補助金上限 2,000万円
第4 工場等の用地確保	表第1の事業内容に該当し、工場等の操業開始以後の用地賃借料。 ただし、町内からの工場等の移転に伴う場合を除く。	賃貸料の50%以内 5年間(上限年20万円以内)の補助金
第5 施設等の貸与	設備投資額 1,000万円以上 常時雇用 3人以上	1) 町有にかかる工場建物及び土地を、期間と使用料を定めて貸与する。 2) 貸与期間:20年以内とし更新することができる。 3) 使用料:土地原価、建物償却費などを考慮して定める。
第6 公共施設の便宜供与	○公共水道 ○道路 ○下排水路 ○情報通信設備	○町水道よりの供給 ○工場用地までの進入道路新設 ○用地交渉等の協力 ○情報通信設備の整備

問合せ先

日南町 地域づくり推進課  
TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

[https://lg.joureikun.jp/nichinan\\_town/act/frame/frame110000362.htm](https://lg.joureikun.jp/nichinan_town/act/frame/frame110000362.htm)

名称

## 【日南町】日南町社員住宅改修費補助金

施策概要

町内の空き家などを従業員用の社宅として活用するために要する経費を補助します。

補助対象事業	雇用促進を目的として、民間事業者が町内に社宅として新築、増改築に限らず住居を整備し従業員へ提供する事業。
補助対象経費	町内に事業所のある施工業者を利用し、事業者が所有している建物を増改築又は新築した場合や空き家を購入又は賃借し、建物を改修する経費。
補助額(補助率)	上限100万円 補助対象経費の2分の1以内 総工事費20万円以上 補助金額は1,000円未満を切り捨てとする
申込	工事着工までに日南町社員住宅改修費補助金交付申請書に必要書類を添えて日南町地域づくり推進課まで提出。 工事着工後の申請は無効です。
備考	補助金の交付を受けた年度の属する年度から3年度にわたり、社員住宅への入居者名簿等の報告書が必要です。

問合せ先

日南町 地域づくり推進課  
TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

<https://www.town.nichinan.lg.jp/index.html>

名称

# 【日野町】日野町創業等支援事業補助金（起業支援・異業種参入）

施策概要

日野町内において事業を営む又は営む予定の者で起業、異業種参入を予定する者に対し、補助金を交付します。

## 【対象業種】

大分類	中分類(対象業種)
1. 農業、林業	農業(植物工場(施設内で野菜等の育成に必要な環境を、照明や空調、溶液供給等により人工的に制御し、季節を問わず連続的に生産可能な栽培施設)において行われるものに限る。)
2. 製造業	全ての業種
3. 情報通信業	全ての業種
4. 卸売業、小売業	無店舗小売店を除く
5. 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
6. 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
7. 生活関連サービス業	娯楽業を除く(ただし、スポーツ施設提供業は対象とする)
8. 教育、学習支援業	全ての業種
9. 医療・福祉	全ての業種
10. サービス業 (他に分類されないもの)	自動車整備業、機械等修理業

上記1から10に定める対象業種であっても、次に定める業種は対象外とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条第1項各号に定める営業及び同法第2条第5項各号に規定する性風俗関連特殊営業、同法第2条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可若しくは届け出が必要な営業  
(2) 易断所、観相業  
(3) 競輪、競馬等の競走場、競技団  
(4) 芸妓業、芸妓あっせん業  
(5) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業  
(6) 興信所(もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等行うものに限る。)  
(7) 集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものは除く。)

## 【事業内容】

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額	
			上限額	単位
○必須要件 起業した事業経営又は異業種参入した事業経営を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。	1) 調査研究費 2) 製品の販売拡大に係る経費 3) 建物の建築及び改修費 4) 構築物の設置及び改修費 5) 機械及び装置の購入費 6) 工具、器具及び備品の購入費	左欄の補助対象経費の2分の1以下	50万円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日野町 産業振興課  
TEL: 0859-72-2101  
FAX: 0859-72-1484

詳しくはこちら

<https://www.town.hino.tottori.jp/item/34898.htm>

名称

## 【日野町】日野町商品力魅力アップ支援事業

施策概要

商品の魅力アップを図ることや、新たな商品づくりを支援することで収益を向上することを目的に補助を行います。

- (1)商品の意匠、包装及びホームページその他の宣伝材料の改良等に要する経費の補助。
- (2)新しい商品の開発に要する経費の補助。

### 対象事業

- ①商品の意匠法に規定する商品等のデザインの総体、商品を封入する袋、包装紙、箱等、インターネット上に展開するウェブサイト及びソーシャルネットワークサービス、商品の販売用促進印刷物並びに販売促進用配布物等の改良等。
- ②町内の商工業者及び農林業者等が生産、製造する新商品開発に係る外注費、原材料費、サンプル製作費、宣伝材料の製作費等。

### 補助内容

補助率 対象経費2/3以内。

補助額 ①上限20万円

②上限50万円

補助金対象者 1年度中に1事業者に対し1回に限るものとする。

問合せ先

日野町 産業振興課  
TEL:0859-72-2101  
FAX:0859-72-1484

詳しくはこちら

<https://www.town.hino.tottori.jp/item/34897.htm>

名称

## 【日野町】工場等の新增設を奨励

施策概要

日野町内に工場を新設または増設する企業に奨励金を交付します。

### 奨励金の額

当該工場に使用する固定資産に対して賦課された固定資産税の額を限度とする。

### 交付期間

事業開始後3カ年を限度とする。

### 交付申請手続

奨励金の交付を受けようとするものは、事業開始の日から2ヶ月以内に次の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 工場の所在地
- (2) 主たる事務所又は営業所の所在地
- (3) 事業主体の名称(法人は定款及び登記簿本添付)及びその代表者
- (4) 事業計画の概要及び事業種目
- (5) 設備資金額
- (6) 常時使用する従業員数
- (7) 事業用土地建物の面積及び償却資産の種目数量
- (8) 事業開始の年月日

問合せ先

日野町 産業振興課  
TEL:0859-72-2101  
FAX:0859-72-1484

詳しくはこちら

[https://www.town.hino.tottori.jp/reiki/reiki\\_honbun/k022RG00000358.html](https://www.town.hino.tottori.jp/reiki/reiki_honbun/k022RG00000358.html)

名称

## 【江府町】江府町チャレンジ支援事業補助金

施策概要

江府町内で起業、異業種参入、新規商品開発、事業承継、事業の改善等しようとする事業者を支援するために補助金を交付します。

### <補助対象経費>

調査研究、製品の販売拡大、建物の設置及び改修、機械及び装置の購入、工具・器具及び備品の購入、新製品の開発、特産品の開発、事業承継、経営革新等に係る経費

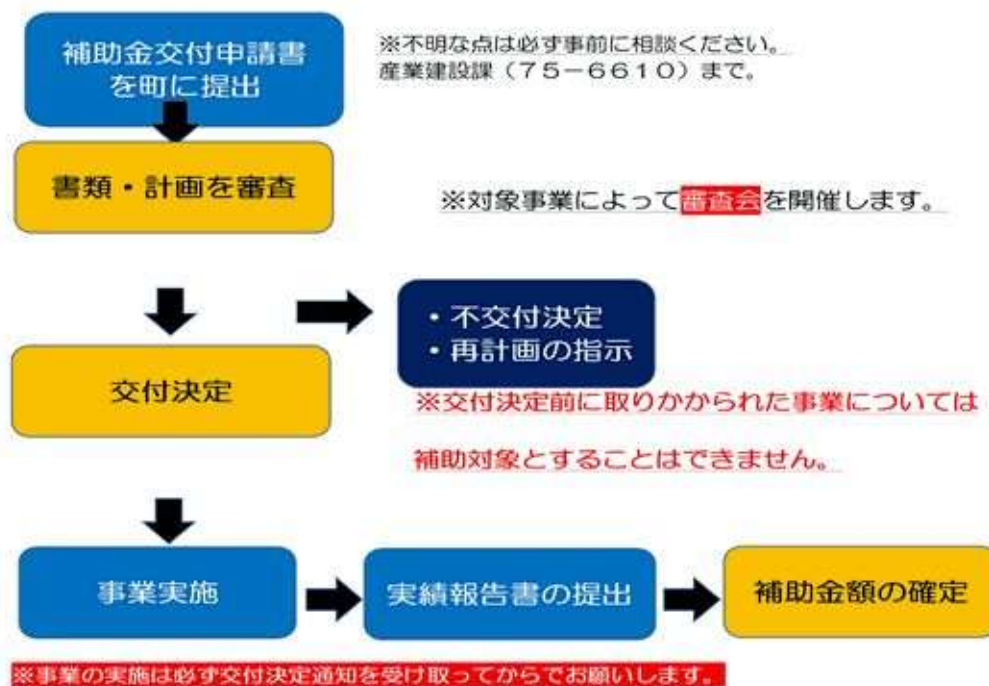
### <補助率>

中小事業者 補助対象経費の1/2  
小規模事業者 補助対象経費の2/3

### <補助金の額>

上限30万円 下限額5万円（創業支援については上限50万円）

#### 【補助金交付の流れ】



問合せ先

江府町 産業建設課  
TEL:0859-75-6610  
FAX:0859-75-3455

詳しくはこちら

<https://www.town-kofu.jp/2/1/6/14-copy/e100/>

名称

## 【江府町】小規模事業者経営改善資金融資利子補給

施策概要

江府町商工会会長からの推薦を受け、マル経融資を借り入れた町内の業者の当該融資に係る利子に対し、その一部を補助金として交付します。

### <対象経費>

利子補給金の対象経費は、平成27年4月1日以降に融資を受けた経費の利子額。

### <対象期間>

原則、利子補給開始月の初日から起算して36月を限度とする。

### <利子補給金の額>

株式会社日本政策金融公庫に納付した利子額の2分の1に相当(1,000円未満の端数が生じたときは当該端数を切り捨て)する額。ただし、当該融資の元本の返済の遅延に伴って生じた利子の増額分は対象としない。

### <交付申請>

必要な書類を添えて、江府町商工会を經由し町長へ提出するものとする。

問合せ先

江府町 産業建設課  
TEL:0859-75-6610  
FAX:0859-75-3455

詳しくはこちら

<https://www.town-kofu.jp/2/1/6/14-copy/q173/>

名称

## 【江府町】江府町工場設置奨励条例

施策概要

江府町内に工場を新設し、又は事業中の既存工場を拡充し、若しくは休止工場で事業を開始するものに対し奨励金を交付します。

### <奨励金の額>

当該工場(拡充の場合はその増加分)に対してその年度に賦課された固定資産税相当額を限度とする。

### <奨励金の交付期間>

最初に固定資産税が賦課された年度から3年間とする。

### <申請手続き>

奨励金の交付を受けようとする者は、事業開始又は拡充の日から1ヶ月以内に江府町工場設置奨励金交付申請書を町長に提出しなければならない。

問合せ先

江府町 産業建設課  
TEL:0859-75-6610  
FAX:0859-75-3455

(詳細は江府町工場設置奨励条例に掲載)

[https://www.town-kofu.jp/reiki/reiki\\_honbun/m039RG00000330.html#I000000000](https://www.town-kofu.jp/reiki/reiki_honbun/m039RG00000330.html#I000000000)

詳しくはこちら

<http://www.town-kofu.jp/>